

平成29年12月6日

1. 出席議員

1番	大坪	久美子	14番	吉田	達志
2番	橋本	正敏	15番	寺尾	高良
3番	田中	栄一	16番	栗原	吉平
4番	堤	康幸	17番	樋口	良夫
5番	高橋	信広	18番	三角	真弓
6番	小川	栄一	19番	井本	政弘
8番	伊井	渡	20番	中島	富定
9番	牛島	孝之	21番	森	茂生
10番	萩尾	洋	22番	栗山	徹雄
11番	角田	恵一	23番	井上	賢治
12番	服部	良一	24番	松崎	辰義
13番	中島	信二	26番	川口	誠二

2. 欠席議員

7番	石橋	義博	25番	樋口	安癸次
----	----	----	-----	----	-----

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	牛島	義光
事務局参事兼次長	古賀	安博
主任	服部	敬
書記	信國	美保子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市長職務代理者副市長	中 園 昌 秀
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	西 島 民 生
企画振興部長	井 手 勇 一
総 務 部 長	江 崎 順
市民福祉部長	坂 井 明 子
新社会推進部長	松 尾 一 秋
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 次 長	永 溝 弘 幸
企画財政課長	石 井 稔 郎
地域振興課長	平 武 文
総 務 課 長	馬 場 解
人 事 課 長	原 亮 一
防災安全課長	石 川 幸 一
税 務 課 長	堤 英利子
納 税 課 長	川 島 幹 夫
市 民 課 長	栗 秋 克 彦
介護長寿課長	平 島 隆 夫
建 設 課 長	山 口 英 二
都市計画課長	原 寿 之
農業振興課長	原 信 也
林業振興課長	若 杉 信 嘉
学校教育課長	藤 木 春 美
農業委員会事務局長	牛 島 憲 治

議事日程第4号

平成29年12月6日（水） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 井上賢治議員
- 2 牛島孝之議員
- 3 橋本正敏議員
- 4 伊井渡議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（川口誠二君）

おはようございます。

お知らせいたします。お手元に井上賢治議員、牛島孝之議員、橋本正敏議員、伊井渡議員要求の資料を配付いたしております。

樋口安癸次議員及び石橋義博議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により、お手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（川口誠二君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。23番井上賢治議員の質問を許します。

○23番（井上賢治君）

皆さんおはようございます。23番井上賢治です。本日は寒い中に、早朝より傍聴いただきましてありがとうございます。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

合併当時、7万人あった人口も、今では6万4,000人から5,000人と減少し、高齢化率も33.7%

となっております。中山間地域を見ても、ほとんどの集落で50%近くになっており、山間部になりますと50%以上となっているのが現実でございます。このような現状の中で、集落によっては神社などの行事を初めとして、集落としての機能を果たせなくなっており、集落として維持するのが大変難しくなっております。このような状況の中、多くの中山間地域を抱えた八女市であります。行政として、今後どのような対策をとられるのか、お尋ねしたいと思います。

まず1点目に、道路愛護についてでございます。

中山間地域の道路愛護は、自分たちが使う道路だから、管理すべきとは理解しておりますが、山間部になるほど作業範囲も広く、高齢化に伴い人手が不足していることから、今後は心配される状況にあります。今後の対策としてどう考えておられるのか、お尋ねいたします。

2点目に、空き家対策であります。

今回は、危険家屋についてお尋ねいたしますが、昨年、防災安全課で空き家の実態調査がされております。その結果を踏まえ、今後どのような空き家対策をとられるのか、お尋ねいたします。

3点目に、乗合タクシーについてであります。

八女市の乗合タクシーも、国土交通大臣表彰を受け、全国のモデルとして、多くの方が視察に訪れてあります。しかしながら、山間部においては不便さも多くあるのが現実であります。現在、地域公共交通網の検討がなされているとお聞きしますが、今後どのような対策をとっていかれるのか、お尋ねいたします。

最後に、まちなか居住についてであります。

八女市総合計画の後期計画で、市街地の整備の中、黒木、兼松、北川内地区の生活拠点の整備がうたわれてあり、地元でも若者住宅や高齢者住宅の整備が必要であるとの声も出ており、市当局としては、どのように進めていかれるのか、お尋ねをいたします。

詳細につきましては、質問席にて質問いたします。よろしく願いいたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

おはようございます。それでは、23番井上賢治議員の一般質問にお答えいたします。

1、中山間地域の現状と対策について、(1)道路愛護についての質問でございます。

八女市では、道路、河川愛護の啓発とあわせ、市道及び市が管理する河川、水路等の愛護活動に対して、報奨金を交付する八女市道路河川愛護報奨金交付要綱を平成27年度に制定いたしました。

支援の内容については、愛護活動に係る物品購入や車両、機械等の借上料等に対する経費でございます。

本年で3年目を迎え、現在事業の見直しを行っており、地域により作業内容や作業規模が

異なるなどの問題があることがわかってきました。また、過疎、高齢化等による道路河川愛護活動は、年々厳しい状況にあることも中長期的な課題として十分認識しているところでございます。

道路、河川の維持管理を良好に行っていくためには、地域住民の協力が必要不可欠でありますので、本制度は、公平で将来にわたり持続可能なものとして定着するよう検討を行っていく必要があると認識しております。

今後、過疎、高齢化等、地域のさまざまな実情により、本制度ではカバーできない点も出てくることも予想されますので、市としましては、地域の実態を引き続き把握しながら、直営、業者への委託等、あらゆる施策を講じていく必要もあると考えているところでございます。

次に、(2)空き家対策についての質問でございます。

八女市では、周辺的生活環境へ悪影響がある空き家について、市民や地域から連絡があった場合、その所有者や親族の連絡先を確認し、適正管理をお願いする対応を行っております。

こうした通報は、空家等対策の推進に関する特別措置法施行後61件ございます。そのうち、解決したものは25件となっております。

また、空き家の実態を把握するため、平成28年度に空き家実態調査を行いました。その結果、お手元の資料のとおり、市内には1,529件の空き家があることが判明しました。本年度、これらの所有者や親族等に対し、空き家の活用等についての考えをアンケートを持って調査しているところでございます。

アンケートの結果は、今後、八女市の空き家対策をどのように進めていくべきかを検討する材料として活用してまいります。

次に、(3)乗合タクシーについての質問でございます。

乗合タクシー事業につきましては、おかげをもちまして、平成22年1月の運行開始以降、延べ40万人を超える方々に利用いただいております。市民、とりわけ、高齢者を中心とした交通手段をお持ちでない方々の日常の移動手段として定着したものと考えております。

しかしながら、平成28年度に実施しました利用者アンケートによれば、運行エリアや運行日時、路線バスとの乗り継ぎといった点で御要望をいただいているようでございます。限られた財源と人手の中ではありますが、可能な限り、利用者の皆様の御要望に応じて、市民の皆様喜んでいただける事業にしていきたいと思います。

次に、(4)まちなか居住についての質問でございます。

今後のまちづくりは、人口の急激な減少と、高齢化を背景として、高齢者や子育て世代にとって、安心できる健康で快適な生活環境を実現すること。持続可能な都市経営を可能とすることが大きな課題であります。

こうした中、商業施設、医療、福祉施設や、住居がまとまって立地し、高齢者を初めとする市民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通などを含めて、都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを基本理念として、計画的な中心市街地の整備を進めていくことが重要であります。

一方で、中山間地域においては、市町村合併前の地域において、それぞれのまちの顔として存在してきた経緯を踏まえ、地域生活拠点としてのまちなかの環境や資源の整備を進めていきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○23番（井上賢治君）

まず、道路愛護についてお尋ねいたしたいと思います。

上陽町は、平成18年10月に八女市と合併をいたしまして、合併前は32の行政区がありました。再編により10行政区となっております。

1つの行政区がそのまま行政区となったのが1行政区、2つの行政区が統合したのが2行政区、3つの行政区が統合したのが4行政区、4つの行政区が統合したのが1行政区、5つの行政区が統合したのが1行政区、そして6つの行政区が統合した1行政区と、10の行政区となりましたけれども、一昨年の道路河川愛護報奨金として50千円の交付金が始まりましたが、6つの行政区が統合した行政区では、1つの集落で8千円程度の交付金であります。これでは草刈り機の刃のチップソーなどを四、五枚買えばもう終わりますけれども、住民の皆さんからは、こういった報奨金に対して、もとの行政区に戻してくれということですとずっと言われてきております。先ほど答弁の中で公平で維持していくような交付金と言われておりましたけれども、本当に我々にとっては不公平ではないかと思っておるところでございます。

この交付金も3年で見直すということでございますので、今、検証が行われているかと思っております。

私も昨年から地域の自治会長をしておりますけれども、活動報告書などを出さなければなりません。物品購入費、機械の借り上げなどが上げられておりますけれども、機械の借り上げの中で重機類もありますが、トラクターショベル、バックホー、ブルドーザーなど上げられております。こういった重機を使用するというのは、住民の道路愛護としての本当にボランティアとして、我々も自分たちの生活道路は自分たちですという基本に立ってから道路愛護をしておりますけれども、こういった重機などは地域の道路愛護としての域を超えているんじゃないかと思っております。これはもう本当に工事としての業者の仕事ではないかと思っております。

そこで、見直しについて質問をしたいと思っておりますけれども、物品の購入費や機械の借り上げ、また、作業の範囲の見直し、見直しといっても、ほかの地域にお願いするということは

まず無理でございますので、距離に対する支援策といったような検証がなされたのかどうか、お尋ねいたします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

まず最初に、道路愛護につきましては、地域の皆さんに大変御迷惑をおかけしていることでございます。まずお礼を申し上げたいと思います。

今回の見直しにつきましては、過去2年間、平成27年、平成28年と、この要綱に基づきまして事業を行ってまいりました。その中で、いろんな課題が見えてまいりましたので、各支所の担当も含めまして、どういう課題があるかということで検証を行ってきております。

その中で、今、議員おっしゃられたように、地域によっては、行政区が一緒になって、かなり範囲が広がった地域、また、高齢化で作業していただく方がなかなか集まらないとか、いろんな課題が見えてきております。

今年度がちょうど3年目になりますので、いろんな統計もとってきたところでございます。その中で1つ要望が上がってございましたのが、報奨金の額の引き上げということもかなり言われておりました。

そういった中で、昨日も申し上げましたけれども、実際どれくらいの団体が、どれくらいの経費を使ってあるのかということを含めまして、本来であれば50千円という基準がございますので、50千円に合わせて申請された行政区もございました。

今年度につきましては、全ての経費をとりあえず申請を出してくださいということで各行政区をお願いをしておりますので、一応12月末ぐらいにその集計ができ上がるということで考えております。

見直しの内容につきましては、当然報奨金の引き上げもございますけれども、それ以外にもどういった方向でやれば、この制度がうまく維持できるかということにつきましても、現在検討を進めておりますので、30年度からの新しい制度に向けまして、現在、いろんな方面から検討を進めているところでございます。

○23番（井上賢治君）

いろいろ検討はしていただいているようでございますけれども、ただ単に報奨金の増額ということではなくて、やっぱり我々にとっても、少しでも金額がふえれば助かるわけでございますけれども、私たちの山間部の道路愛護、ほかの山間部も一緒だと思いますけれども、自治会の中で、私が今、上横山というところでございますが、上横山の6つの行政区の1つになったところを今、自治会しておりますけれども、少しばかりの状況としてお話をしたいと思いますが、上横山校区が6つの行政区が1つになった上横山第1行政区、それから、3つの行政区が1つの行政区になった上横山第2行政区ということで、9つの集落がございま

すけれども、そのうちの3つの集落は、世帯数が10軒程度でございまして、それでもやっぱり県道、市道と合わせてやっぱり4キロぐらいやっておりますけれども、全世帯の旧集落で160軒程度の集落でございましてけれども、市道で30キロメートル以上、それから、県道で17キロメートル、合わせて1回につき47キロメートル、そのほかに自分たちの農道等もありますので、そういった道路愛護の距離数をやっているところでございますけれども、本当に私の地域も10世帯ということで、80歳以上の世帯が3世帯あります。それで、できるだけ皆さん方に負担がかからないようにということで、夫婦で出られるところは夫婦で出ておりますし、80歳以上の世帯のところは旧八女市とか、広川町に出ていかれた子どもさんたちにも応援をお願いしているところでございます。

しかしながら、こういったこともそう長くは続かないと思っておりますので、できればこの報奨金の中に人件費というのを入れていただけないでしょうかと思っております。これも金額の上限はしてもらってもいいですけれども、10千円程度でも、5千円でできれば2人、3千円でよければ3人という形で、やっぱり地元以外からもそういった人を雇って、何とか道路愛護ができるような形に持っていければと思っておりますので、そういったところも考えていただけないでしょうか、お尋ねいたします。

○建設課長（山口英二君）

お答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、集落によっては、作業をしていただける方がかなり少ない集落とか、いろんな集落の問題も抱えていらっしゃるの理解をいたしております。

この制度につきましては、先ほど申しましたように3年前に始まりました制度でございましてけれども、現在のところは、そういう人件費等については、対応するような内容にはなっておりません。この報奨金自体が団体に交付をするという形になっておりますので、基本的には、今、この要綱の中で人件費が対応するとはなっておりませんし、現在のところ、まだそこのところまで検討は至っておりません。

各集落の問題につきましては、先ほど言いましたように支所のほうからも報告が上がっておりますので、やり方としましては、いろんな方法がありますけれども、一部直営で延長が長い集落等については、施設管理班というのが黒木と本庁にございますので、その施設管理班で対応するなり、一部業者に委託するなり、そういう形の検討も必要かなということで考えております。

あわせて、草を刈っていただいて、片づけまでが一連の作業になると思っておりますけれども、基本的には刈っていただいて、翌日に直営、施設管理班のほうで片づけるとか、そういう施策も今後は必要になるかなということで考えております。

一部につきましては、シルバーに委託して、各支所から発注して行っているような箇所も

ございますので、各地域の実情を把握しながら、いろんな形で対応をしていきたいということで考えております。

○23番（井上賢治君）

報奨金などを増額しても、いろんな物品を購入しても、その道具を使う人がいなければ何にもならないわけでございますので、今、課長から言われましたように、私の隣の地域では、4キロメートルほどですけど、その路線だけはどうしても賄いきらないということで除草剤をしてあるところもあります。そういったことは、土砂の崩壊にもつながりますし、やっぱりできるだけ草などは、もう自分たちで刈るようにしたいと思いますけれども、そういったことも実際あっておりますので、今言われたように、これも長くは、今の状況も長くは続かないと思いますので、やっぱり直営、委託ということも、もう考える時機に来ていると思いますので、よろしくお願ひしたいと思っております。鎌田副市長にお願ひしたいと思っております。

○副市長（鎌田久義君）

お答えいたします。

今、担当課長が申しましたとおり、いろんな地域性によって、労務のほうが非常に困難だということを認識しておりますので、状況によっては、そういった直営の中でも、やり方はいろいろあると思っております。

先ほども言ったように、草刈りだけをして、あとの清掃は直営でやるとか、まだそれもちょっと検討しなければいけませんけれども、そういった手のかからないような形をとっていきたいと思っておりますので、総体的には、人件費という話もございましたけれども、状況によってやり方はありますので、直営とか委託とか、そういったものにつきましては、当然わかっておりますので、そういう考え方で今後していきたいと思っております。

以上でございます。

○23番（井上賢治君）

早急に考えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたしておきます。

では次に、空き家対策についてお願ひをしたいと思っておりますけど、先ほど昨年の空き家実態調査の結果について答弁いただきましたけれども、何かつけ加えるような説明があればお願ひしたいと思いますけれども、課長、なければもういいですけれども——いいですか。

先ほど答弁をいただきましたけれども、この調査報告書を見ますと、CとDといった不良度ランキングで、「現況のまま倒壊の可能性がないが、現況のままの利用は困難」とか、「倒壊の可能性がある」、そういったのが50%以上、その中でも「売却・賃貸が困難」というのが、やっぱり80%近くありまして、恐らくこういった80%近くはこのまま放棄されるんじゃないかと思っております。

我々の地域でも空き家がたくさん、本当に半分以上は空き家になっておりますけれども、環境、防災、防犯とか、そういったことを考えてみますと、何とか対策をしなければならぬと。夏には駐在所からも連絡がありまして、空き家に空き巣が入って、何軒か荒らされておりますので、気をつけてくださいということで連絡がありましたが、空家対策の特別措置法の中で平成27年度に施行されましたが、その後の八女市の対策及び対応された内容についてお尋ねしたいと思います。

○防災安全課長（石川幸一君）

おはようございます。では、御説明申し上げます。

答弁書の中で空き家に関する情報と申しますか、苦情と申しますか、そうした情報が61件あったということで御説明したと思っておりますが、その60件の内訳と申しますか、その後の対応についての御説明をさせていただきたいと思っております。

こうした市に寄せられます空き家の苦情等があると、まず、担当職員が現地に足を運びまして、外見等、また周囲の状況などを調査します。その後、税情報、登記情報、戸籍の附票等で所有者を調査させていただきまして、所有者に対しまして、まず郵送で現場の写真や適正管理をお願いする旨の文書をつけて送っております。

周囲の状況と申しますか、影響が考えられます、いわゆる不特定多数の住民の方に影響を及ぼすような危険な場合につきましては、強く適正管理をお願いするという観点から、お電話をかけたり、場合によっては個別訪問をさせていただいているところでございます。

そうした担当者の努力によりまして、昨日また1軒解体をしていただきましたので、16軒が解体をさせていただいております。また、それ以外にも応急な対応ということで10軒させていただいております。

あと、調査をしまして、苦情はありましたけれども、例えば、第三者に影響がないというようなところが5軒ありました。それと、現在、応急処置はしていただいたものの、まだまだ対応をしていただきたいという交渉と申しますか、お話をしているのが6軒、それ以外にも17軒がお話、交渉をしている途中でございます。

そして、現在、所有者の調査等をかけているのが7軒ということで、トータル61軒中、いわゆる解決したものが26軒、交渉中が23軒、調査中が7軒というふうなことでございます。

以上です。

○23番（井上賢治君）

課長のお話で、今まで取り組んでこられた成果も十分感じておるところでございますけれども、対応される中で、いろんな課題もあるかと思っておりますが、こういった課題がありますでしょうか、お願いします。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

本当に空き家対策というのは大変課題が山積みでございまして、一番多くは、登記されております所有者の方が死亡されておって、相続ができていない物件などが大変多くございます。そうした所有者と申しますか、相続人を調査するのに、まずとにかくやはりどうしても時間がかかってしまうというふうなことです。

特に、死亡されておられますと、その対象者が複数になるということで、その対象者全てを調査するということになりますと、大変時間がかかっておりまして、市内に戸籍がある人ばかりじゃございません。そうした場合は、所在の市町村に照会をするということで、そうした時間も要しているところでございます。

また、こうした方に特にありますけれども、やはり空き家の所有者というのは、まず自分がそうした空き家を所有しているということも知らない方もたくさんおってありました。例えば、こうしたあなたのお父さんとかおじいさんの所有されている空き家が八女市にございますということで、我々が文書等を出して初めてそうしたことを知られるということも大変多うございます。そうしたときには、やはり特に対応と申しますか、お願いしても、なかなかスムーズな対応ができないというのが大きな課題ではないかと思っております。

○23番（井上賢治君）

課題も山積みのものでございますけれども、危険家屋については解体ということも十数軒されてきたようでございますけれども、私の地域も近所の方が隣の家が傾けかけておるから何とかならないでしょうかというような話もいただきまして、持ち主さんにお話ししたところ、なかなかやっぱりできないというのも現状でございましたが、本当に危険ということでございまして、何とか仲介に入っていただきまして、解体をしていただきましたけれども、解体した後の固定資産税の関係とか、やっぱり解体するには小さな家でも1,000千円近くかかる。大きな家は二、三百万円ぐらいかかるといったような状況もございまして、一番のネックというのか、やっぱりいろんなことを考えて、なかなか解体ができないことがありますので、ここで税務課長も来ていただいているようでございますので、解体をした後、固定資産税などがどういった形になるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

住居に供する土地は住宅用地ということで、その負担を特に軽減するために課税標準額を、例えば、200平方メートル以下の土地でありましたら6分の1にする。また、200平方メートルを超えた土地でありましたら、家屋の床面積の10倍までにつきましては3分の1にするという軽減措置がございまして。

今おっしゃったように、取り壊した場につきましては、1月1日現在の所有になりますけ

ど、それが軽減がきかなくなります。じゃ、6倍になるのかという話になりますけど、具体的には非住宅用地の場合には、実際の評価額の7割になりますので、実質的な倍率としましては、6分の1の軽減がついていたところは4.2倍に固定資産税が上がることになります。

以上でございます。

○23番（井上賢治君）

今お話がありましたように、固定資産税も4.2倍ぐらいにはなるということでございますので、また先ほども言いましたように解体費が結構な費用になるということで、なかなか解体に踏み切れないと、ほとんどがそういった形ではないかと思っておりますけれども、ほかの市町村を見ても、空き家の解体について補助金があるところがありますが、八女市では御検討されたことはありますでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

県内の動向等、いわゆる市町村の状況と補助金の状況などは把握しておりますし、八女市におきましても、一応こうした補助制度を設けるか、いわゆるその解体をされる予定の所有者の方から「近隣の市町村はございますが、補助金はありませんか」というような話を聞くたびにいろいろお話をしておるところでございます。

今までの考え方としましては、やはりどこの町村の補助金を見ましても、老朽化した危険な家屋という、やはり、ある程度老朽化した家屋じゃないと補助金が出ないというふうな基準を設けてあります。

そうしますと、逆にそこまで至っていないような空き家については、そのまま放置される状態があるということもちょっと懸念されます。そうしたこと、また、あくまでも空き家であっても、個人の財産ということもありまして、モラルハザード的な考え方もありますので、やはり慎重になってきたというのが現状でございます。

○23番（井上賢治君）

近隣の老朽危険家屋除去促進事業ということでちょっと見てみましたけれども、柳川市と大牟田市は対象費用の2分の1で、上限が450千円、久留米市では対象費用の2分の1で上限が750千円、大川市が対象の3分の1で上限が300千円、広川町が上限が500千円といったような補助金も出しているところはあります。

こういった補助金を出すことによって、本当にいろんな危険家屋という条件はつきますけれども、やっぱり解体をすることにつながりはしないかと思っておりますので、こういった補助金の検討もぜひしていただきたいと思っておりますけれども、もう一度お願いしたいと思っております。

○防災安全課長（石川幸一君）

お答えさせていただきます。

今、議員からちょっと御紹介がありましたけれども、私のほうも調べましたところ、県内の60市町村のうち、17団体が何らかの、金額は上限ございますが、この中の補助を設けてあるということでございます。そうした状況になりますと、やはり八女市もこの補助金について前向きな検討は必要なのかというような感じも動いておるところでございます。

ただ、あくまでも市の財源を持ち出すことになりますので、やはり公平性といいますか、公共性といいますか、市民が理解できるようなことが大事かと考えておりますので、ある程度対象となる空き家について、先ほど言いました老朽化ばかりではなくて、一定の線引きと申しますか、地域への悪影響とか、そういうふうな基準なども考えていきたいなと思っています。

こうしたことも踏まえまして、ちょっと新年度、平成30年度は、予算もまだ要求をしていない段階でございますし、市長等にも十分補助金の意向とか、近隣の市町村等の状況等も説明をする必要があると思いますので、まず十分検討させていただきまして、その次の年度ぐらいには新規事業として立ち上げればというふうな気持ちを持ちながら、十分検討させていただきたいと思っております。

○23番（井上賢治君）

空き家解消のためにも、そういった検討をぜひお願いしたいと思っております。

また、ほかにもいろんな空き家解消の方法といったような取り組みがあるかと思えますけれども、防災安全課で考えておられることがあればお願いしたいと思えます。

○防災安全課長（石川幸一君）

空き家にしましても、やはり個人の財産でございます。まずはその所有者の方には、適正管理というのをする必要があるということを十分御承知おきいただきたいというのが一番かと思っております。

こうしたことで、今現在、八女市におきましては、固定資産税の納付書の封筒に「空き家も適正管理をしましょう」という文言をつけたり、あと、先ほどちょっと言っておりました、例えば、所有者の方が亡くなられた場合に税務の場合は納付書の場合、相続代表者ということをしていただいて出すということにしておりますが、そうした方にもこうした制度の内容のことを適正に周知をしていきたいと思っております。

また、やっぱり国もこうした動きについて、積極的に取り組んでおりまして、現在、法務局さんのほうでこうした空き家を登記をしていない、いわゆる前の死亡者の方のまま登記をしていない空き家があるということで、確実に登記をしてくださいと。いわゆる死亡されたということで、次、新しい方への登記をしてくださいというふうな呼びかけのリーフレットを今作成されております。年明けにもできるということでございますので、市民課の窓口

配布すると同時に、今、税務課のほうでも固定資産税の納税通知書と一緒に送れるように準備をしているということでございます。今後とも関係部署と十分協力して、適正管理のお願いをしていきたいと考えております。

以上です。

○23番（井上賢治君）

いろいろと大変でございましょうけれども、しっかりと対応をお願いしたいと思っております。

次の質問に移ります。

乗合タクシーについてでございますけれども、この乗合タクシーについては、前からずっと、できた当時から言われていて、同僚議員も何回も質問されておりましたけれども、10年近くたちまして、いろんな問題も出てきておるかと思っておりますけれども、やっぱり地域の高齢者の皆さん方の交通手段となっておりますので、幾つか質問させていただきたいと思っております。

きのうは同僚議員から総論的な交通網の計画ということでお話がっておりますけれども、私からは、ちょっと具体的にお話をさせていただきたいと思っております。

上陽町、山間部はどれもそうですけど、谷が幾つもありますので、谷で分かれております。我々のところは上横山と下横山というようになっておりますけれども、1日に8便ぐらいの乗合タクシーが動いておりますけれども、谷によって、いつもはできないということで、半分近くになっておる、便数が少ないということで、これはもう前からお話がしているところでございます。きのうもお話っておりますけれども、やっぱり山間部はなかなか今の車では行けないところもありますし、小型の増設などもしていただいて、そういった地域にサービスができるような体制がとれないかどうか、お願いしたいと思います。

○地域振興課長（平 武文君）

お答え申し上げます。

現在、これはもう昨日も御質問いただいたところでございますが、八女市地域公共交通網形成計画というのを策定中でございますが、その中に私ども、策定中ということで、歯切れの悪い答弁になることをまず御承知おきいただくということで、素案の段階でございますが、1点課題整理をしておりますので、その内容を少しきょうは御紹介させていただきたいと思っております。

まず、私ども地域特性、地域の状況というのは、やはり先ほど御質問にもございましたように、人口は減少している。そして、やっぱり高齢化が進んでいるという認識はございます。また、厳しい地形条件というのも八女市の特徴ではないかと思っておりますし、どうしても都市機能、医療機関でございますとか、買い物の拠点、こういったものが中心部に集積する、

そういった動きがあるといった認識に立っておりますし、また、まちづくりの方向からは、やっぱりこの公共交通というものは、定住環境の整備につながるものでなければならぬし、経済面から申し上げると、少し観光に寄与するものでなければならぬと考えています。

今、御質問のふるさとタクシーでございますけれども、ふるさとタクシーにつきましても、やっぱり皆様の御意見の中には、運行曜日、曜日の問題、いわゆる土日が動かないとか、時間帯、お昼休みであるとか、こういった問題点を初めとして、やはり地域の道路状況に合わせた適切な規模、大きさの車を使ってほしいというお声もございますので、これはまだ解決策としてはっきり策定、まだ素案の段階でございますので申し上げることはできませんけれども、庁内調整が整えば、早速来年度からでも車両の小型化という取り組みは進めてまいりたいと考えております。

やはり皆さんにとって便利で、より利用していただけるような公共交通といったものを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○23番（井上賢治君）

今、答弁の中にも少し運行の日時のことも出てまいりましたけれども、土日は別といたしまして、今、1日の運行の中で12時から1時までが休憩ということになっておりますけれども、やっぱり利用者にとりますと、11時の運行便に間に合わなかったら1時まで待っておかなければならない。もうどうしようもないということもよく言われておりますので、委託業者との話し合いの中で、8時から12時までの運転手さん、12時から4時までの運転手さんとか、そういった話し合いとかはできないんですか、お願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

現在、乗合タクシーを御利用いただいている利用者の概要としましては、70歳代から80歳代の女性の方で、目的としては医療機関と買い物といったところがたまかな姿でございます。特に、やはり今御指摘いただいた昼休み等については、朝通院に行かれて、ちょうどやっぱり診療が終わって、薬を受け取られてお帰りになる時間帯が、その12時前後に重なることが多いということで、スムーズに帰りの便に使えないというお声は我々も把握しているところでございます。

ただ、この運行時間をそこに入れるということになりますと、これは1つ、コストの問題というのも出てまいりますが、今、切実に業者の方が感じているのは、ドライバーさんの人員確保、人手不足という問題が非常に高い壁になっているということでございますので、ただ、やはり一定のニーズは要望としていただいておりますので、なるべくそれは実現できるように、またほかの面からもカバーできるようなものがあれば対応として考えてまいりたい

と思います。

以上でございます。

○23番（井上賢治君）

それから、乗り継ぎについてでございますけれども、上陽の場合は、北川内で乗りかえということで、星野線に乗りかえますけれども、星野線がほとんど1時間に1便なんですよね。それと羽矢線になりますと、大体1時間に3便ぐらいあります。そういった乗り継ぎに不便という声も聞きますし、できれば、エリア越えになりますけれども、山内とか、そういったところまでの、上陽だけじゃなく、ほかのところもあるかと思っておりますけれども、やっぱりそういったことは考えておりませんか、お願いします。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

ただいまの御質問、具体的な事例を提示していただいておりますが、そういった対応になれば、エリアの変更ということですね、現在、定めているエリアを変更するということとなりますが、これは昨日も御答弁差し上げましたが、やっぱりエリアについては、ちょっと変化していく。大きなお店が閉じたり、医療機関が変わったりというところで変わっていくので、それに対する対応というのは必要な事柄だとは思っておりますが、やはり、きのうこれも御説明したところでございますけれども、公共交通機関というのは、路線バス、乗合タクシー、一般の貸切タクシー、その他もろもろの我々交通モードと呼んでおりますけれども、こういったものを組み合わせて、細かい数値の組み合わせでできておりますし、また、このふるさとタクシーの配車についても、細かいエリアで皆さんの御要望にお応えして、効率的に目的地までお運びするというので、かなりやはり配車の手順でありますとか、そのルート決めというのは、細かい神経を使ってやっているところでございます。

ですから、ちょっとエリア越え、大した距離じゃないというか、小規模ということで捉えられる向きもございますけれども、やっぱりその影響はかなり大きいということでございますので、エリアの変更につきましては、慎重な対応をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○23番（井上賢治君）

確かに厳しいところもあるかと思っておりますけれども、関連してでございますが、この間、立花のかがやきにちょっとお邪魔しましたけれども、そこの職員の方から言われましたのが、白木の方がかがやきに、今の状況ではちょっと直接来られないから何とかならないかというような話もあっておりました。

お話を聞きますと、今、白木あたりは八女市まで来て、八女市からタクシーで来ている人もおられるということでございます。かがやきのほうから月に2回ぐらいは定期バスを出し

ていますが、なかなか来られないということで、直接ふるさとタクシーで来られればいいんですけどということでお話があったけれども、そういった場所を限定して、立花の人はみんなかがやきに高齢者の方は行かれますよというような、かがやきだけじゃないんですけど、ほかのところも何かそういった場所の限定をしてのエリア越えといいますか、そういったことは考えておられないでしょうか。

○地域振興課長（平 武文君）

お答えいたします。

答弁が若干重複するので恐縮でございますが、先ほど申しましたように、現在定めておりますエリア内の状況というのは、店舗の問題とか医療機関の問題で変わってまいりますので、その対応として、やはり目的地を限定した運行体制というのは検討に値するテーマであると思います。

また、そのエリアを直接いじらなくても、そういったことができれば、皆様の御要望にお応えできるかなと思っておりますが、これも重複になりますけれども、個々の利用者の皆様の部分的に最適を図るということは、必ずしも全体の制度を円滑、そして、それを向上させるものにつながらないケースもございますので、やはり全体のバランス、調和の中で検討していくべき課題とは考えております。

以上でございます。

○23番（井上賢治君）

ぜひ検討していただきたいと思っておりますけれども、これから高齢者がだんだんふえますけれども、やっぱり乗合タクシー、ふるさとタクシーがこれから中心になっていくんじゃないかと思っております。路線バスあたりを見ましても、昼間はほとんど乗っておられないという状況でございますので、やっぱりそういった路線バス、業者、それからタクシー会社とも話し合いをされて、早急にそういったエリアをなくすということまではできないかと思っておりますけれども、やっぱりできるだけ高齢者の皆さんが自由に使えるような状況にさせていただきたいと思っております。企画振興部長、いかがでしょうか、最後をお願いいたします。

○企画振興部長（井手勇一君）

お答えいたします。

きのうの三角議員のお話もございましたが、事前にアンケートもとっておりますが、いろんな要望が上がってきておることだろうと思っております。それを一つ解決していくには、先ほど課長が申しましたように、やはり全体のバランスを見ながら、それぞれ上がってきた意見について、対応できる部分については、やっていける分についてはやっていかなければならないと思っておりますけれども、全体のバランスが崩れないようにしながら、副市長の答弁にもございましたように、できる限りの要望には応えていかなければならないと思っております。

○23番（井上賢治君）

ぜひ検討をお願いしたいと思っております。

では次に、まちなか居住についてお伺いいたします。

冒頭にも言いましたように、総合計画後期計画の中で、北川内地区のまちなか居住の推進というのがうたわれておりました、公共施設総合計画では、公民館に支所機能施設の複合化を検討するという事でも出ておりました。市当局としましては、このような総合計画は、平成28年度から5年間ということで、あと3年余りですけれども、こういった形でこの計画を進めていかれるのか、お尋ねいたします。

○企画財政課長（石井稔郎君）

お答えいたします。

議員おっしゃるところの第4次八女市総合計画の後期基本計画につきましては、北川内地区の市街地が旧上陽町の顔として存在してきたということで、古くから地域の生活の拠点として存在してきた。そういった経緯も含めて、今後、歴史や地域資源の個性を生かしたところの地域振興を進めていこうということで、具体的には民間住宅等の誘導によりまちなか居住を促進しようといったことを後期基本計画の中では掲げています。これにつきましては、目指すべき八女市の将来都市像に向けたグランドデザインを描いたものということで、展望したものということでございます。

個別具体的なものについては、個別の具体的な施策を計画的に進めるという段階で、慎重にその各政策については研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○23番（井上賢治君）

計画はわかりましたけれども、あと3年ちょっとぐらいでございますので、具体的にはどういった形でしていくのかという計画はありますか。

○企画財政課長（石井稔郎君）

先ほどのお答えにちょっと不足しておった部分がありますので、公共施設等総合管理計画の中の位置づけとしての支所機能のあり方というところも後段のほうでお尋ねされてありましたので、まずそちらのほうからですが、こちらの総合管理計画は、基本的には今後の公共施設のありようについて掲げたものでありまして、今後は八女市内に数多く存在する公共施設を今の機能を維持していくためには、やはり多額のランニングコスト等かかるものがありますから、全体的にはダウンサイジングをしていくということで、複合化できるものは複合化をしていく中で機能を縮小していこうという考え方の中で、各支所におきましては、行政窓口機能というものが存在しておりますので、住民の生活に不便を来さないように、そういったものについては、防災拠点という機能もあわせて集積をしていこうという考えがなさ

れています。

この考え方につきましても、中長期的な視点になるかと思いますが、ほかの公共施設と同様に、最適化というのを慎重に検討していきたいという考えがあるということを済みませんが、追加させていただきたいと思っています。

なお、お尋ねの総合計画の中でのまちなか居住の誘導というところでございます。全体的にこれにつきましては、総合計画に掲げておりますのは、事業性とか採算性が見込めれば、民間住宅というのが誘導が見込めるのでありますが、それだけではなくて、市といたしましても、その上陽町、北川内を核として、その観光資源などを材料といたしまして、情報発信、それから、いろんな資源というものを発信していく。そういった中で、交流人口も含めたところで、人を呼び込む中での定住、移住を図っていくという総合的な考え方がございまして、それにつきましては、各移住、定住の補助の施策だとか、あるいは住宅取得の促進の補助だとかいう総合的な計画も含めたところでやらせていただいているところでありまして、そういった中で、ここに総合計画の基本計画につきましても、そういう施策を着実に推進していきながら、あわせて北川内地区もまちの顔として、今後も存在をしていく、発展をしていくというようなところを展望したというところで、計画としては、総合的に進捗を進めていると思っていますところでございます。

○23番（井上賢治君）

住宅ということも出てきましたけれども、上陽町では、結婚して、まちの中心部である北川内地区に住みたいと、市営住宅に入居するケースが多くなってきておりますけれども、地元では、やっぱり北川内地区の中心部に若い人たち、子育て世代の人たちの整備を望む声が大変多くなってきております。

ところが、昨年でしたか、28歳の夫婦、子ども2人の世帯が、昨年までは市営住宅に居住されておりましたけれども、奥さんが勤められるようになって、家賃が26,600円から68,700円に上がり、転居せざるを得なかったという事例もあります。

市営住宅の所得制限の緩和、そういった緩和された市営住宅などの整備はできないかですね。一昨日、里山賃貸住宅ということでお話がありました。ここは70千円という家賃で、若い夫婦が住めば、2年間だけは市から月20千円の補助はありますけれども、そういったことは定住につながるかどうかわかりませんが、やっぱり若い人たちが安価な住宅に住まれるような、そういった政策もぜひお願いしたいと思っておりますけれども、そういった考えはないでしょうか、よろしく申し上げます。

○都市計画課長（原 寿之君）

御答弁申し上げます。

先ほど上陽地区の北川内周辺の市営住宅のお話がありましたように、上陽地区には3つの

団地、市営住宅がございます。

市営住宅の家賃におきましては、住宅法で一定の公営住宅についての決まりがございますので、どうしてもその中でのことになろうかと思っておりますので、また今後の市営住宅のあり方ということにつきましては、今年度、市営住宅の長寿命化等の計画の見直し作業を進めております。その中で一定の方向性というものが示されることとなりますので、それを総合的に判断しまして、今後の計画については進めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○23番（井上賢治君）

時間がありませんので、最後に中園副市長にお尋ねしたいと思っておりますけれども、先ほどからあっておりますように、山間部あたりでは若者の住宅、それから高齢者だけの世帯が半数以上ということで、本当に増加しておりますので、高齢者の方も自家用車が、車が離せないというような状況でございますけれども、免許返納後の生活が懸念される状況にもありましたので、やっぱり地元でそういった高齢者住宅、若者住宅といったようなのがぜひ必要になってくるかと思っております。これはもう他の町村でも一緒かと思っておりますけれども、コンパクトシティみたいな、そういった中心地をぜひつくっていただきたいと思っておりますけれども、今後の計画として、副市長より一言お願いしたいと思います。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

今、質問がございましたけれども、合併前の旧町村、その中心地であったところの活性化については、我々も十分議論をいたしているところでございます。

今、質問が来ていますとおり、住宅、高齢者、それから若者、そういうところの住宅も当然必要だろうと思っておりますけれども、そのまちの中をどのように今度は活性化していくのか、交流をしていくかということも一方では大事だと思っております。

合併をして、今、我々の市では、それぞれの地域を活性化させるような施設のリニューアルとかをやっています、市全体として見たときに、どのような回遊性を持たせるのかという観点からも、それぞれの地域のところの中心地を活性化されるかということについても非常に大事なところだろうと思っておりますので、総合的に活性化もしながら、そういったところの住宅もやはり市営住宅というのは既存住宅がありますので、建てかえとか含めた、そういったところで考えていく必要もあるかと思っておりますので、総合的に住宅活性化を図っていききたいと思います。

○議長（川口誠二君）

時間です。23番井上賢治議員の質問を終わります。

○23番（井上賢治君）

ありがとうございました。終わります。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。11時25分まで休憩します。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

9番牛島孝之議員の質問を許します。

○9番（牛島孝之君）

皆さんこんにちは。傍聴人の方には初日より続けて来られておられる方もおられます。御苦労さまでございます。

それでは、3点ほど通告しておりますので、お聞きしたいと思います。

まず1、所有者不明土地について、2、八女市の教育問題について、3、八女市の1次産業振興に対する政策はということで、おのおの4点、3点、2点ほど聞いております。

執行部のほうには、間違いなく市民の方、傍聴人の方、あるいはテレビの向こうで見ている方、カメラの向こうで、わかりやすい言葉で簡潔、明瞭に回答をお願いいたします。

あとの質問については質問席よりいたします。よろしく申し上げます。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えをいたします。

1、所有者不明土地について、(1)八女市における所有者不明土地・家屋の件数という質問でございます。

相続放棄や法人の解散などで通知書を送達できないことにより、所有者不明として把握している納税義務者数は40件でございます。そのうち、家屋のみ所有者が4件でございます。

次に、(2)固定資産税における死亡者課税、課税保留の件数、過去5年間の不納欠損の件数、金額は、そして免税点未満の土地・家屋の件数という質問でございます。

死亡者課税となる納税義務者数は4,708件、そのうち納税管理人など定めていないものは198件でございます。

課税保留につきましては、相続人や納税義務者の所在が判明した場合に納付や各種手続が可能となるよう課税保留は行わず、公示送達を行っております。

また、過去5年間の不納欠損の件数は567件で、不納欠損額は約13,600千円でございます。

次に、免税点未満の土地所有者のうち、死亡者が所有し、納税管理人などを定めていない土地は738件、同じく家屋は327件でございます。

次に、(3)相続未登記の農地の数でございます。

市外住民及び共有名義で所有者の一部死亡を除いた現時点においての相続未登記の農地の

数は、田が9,767筆の589ヘクタール、畑が1万4,503筆の1,354ヘクタールで、合計2万4,270筆の1,943ヘクタールとなります。

次に、(4)不在地主対策に対する八女市の考えはという質問でございます。

国におきましては、本年6月に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2017に基づき、公共事業や農地、林地の集約化等において課題となっている所有者を特定することが困難な土地に関して新たな仕組みの構築等について検討が行われております。

本日の新聞紙面によると、国土交通省が新たな法案の骨子をまとめ、公益性のある事業に限り、一定期間利用できる制度を創設する方針であるとされております。八女市としましては、こうした動向を注視するとともに、折々の機会に相続未登記の減少に向け、継続して相続登記促進の周知を図りたいと考えております。

次に、2、八女市の教育問題についてにつきましては、この後、教育長が答弁いたしますので、先に3、八女市の1次産業振興に対する政策はについて答弁をいたします。

3、八女市の1次産業振興に対する政策は、(1)農業、林業に対する助成はどのようなものがあるのかという質問でございます。

農業に対する助成事業は、農地及び農道、水路等の農業基盤整備を初め、農業用機械・施設の整備、後継者、担い手等の人材育成、農産物の振興支援など、農家の所得向上を図るため、県営中山間地域総合整備事業、活力ある高収益型園芸産地育成事業、中山間地域等直接支払交付金事業など、さまざまな国や県、市の助成事業を推進しているところです。

林業に対する助成事業は、森林の保育等に関する国や県の造林事業関係補助金があり、八女市ではこの造林事業について市単独の上乗せ補助を行っています。また、森林の担い手対策事業や林業機械等の整備、補助についても国、県の補助に市の単独補助を継ぎ足して助成を行っているところでございます。

次に、(2)後継者育成また新規就業者に対する八女市の施策はという質問でございます。

農業の後継者育成につきましては、八女市農業後継者育成推進協議会を中心に若手農業者の育成を図るため、研修会の開催や視察研修補助、青年農業士及び認定農業者等への支援など各種事業を実施し、育成を図っています。

新規就農者への支援としましては、国の制度を活用して就農前最長2年間、就農後最長5年間、年間で1,500千円を上限に給付を行っているところでございます。市の支援事業として、就農前の研修生を対象に年間300千円の支援を行うとともに、新規就農相談員を配置して就農の相談や支援を行い、新規就農者の育成を図っているところでございます。

林業に関しましては、後継者育成や新規就業者への支援を推進する上で、安定的な所得確保、就業環境の改善、特殊な技術や技能の取得等により後継者を継続的に育成し、安全な労働環境をつくっていくことが必要不可欠であると考えております。このような観点から後継

者の育成、確保を図っていく目的で、一人親方労災保険加入制度及び森林の担い手対策基金事業などの活用や林業機械導入等並びに造林事業などの支援を今後も継続的に進めてまいります。また、新規就業者を雇用し、担い手の育成を目的とした国の支援事業でもある緑の雇用事業への取り組みをさらに推進してまいります。

今後も関係機関と連携、協力しながら、後継者育成及び新規就業者の育成、支援を図っていきたいと考えております。

以上、答弁をいたします。

○教育長（西島民生君）

9番牛島孝之議員の一般質問にお答えいたします。

八女市の教育問題について、学校における教職員の出退勤時刻の管理はどのようになされているのかとお尋ねでございます。

教職員の出退勤時刻については、本年10月より全校統一様式のエクセルシート、業務開始・終了時刻記録簿を各自入力することで管理を行っております。この記録簿により管理職は教職員の勤務実態の把握をすることができ、超過勤務の縮減、対策の一部として利用しております。

次に、中学校の部活動指導員について検討はされたのか、その結果及び今後の方針はどのお尋ねでございます。

今年4月に学校教育法施行規則の一部を改正する省令が施行され、部活動指導員についてその名称及び職務等が明らかにされました。県教育委員会では、部活動指導員配置促進事業を補助事業として実施することが検討されております。八女市といたしましては、県の動向を踏まえ、前向きに検討してまいります。

次に、小学校における英語教育ができる教員の数は足りているのか、英語教育とともに日本語教育の必要性に対する八女市の考えはどのお尋ねでございます。

学習指導要領が改訂され、小学校の外国語教育については、平成32年度から3、4年生の外国語活動が35時間と、5、6年生の教科外国語70時間が完全実施となります。平成30年度、31年度は移行期間となり、3年生以上で15時間の授業時数増となります。

現在、小学校教諭で中学校の英語免許取得者等は少なく、充足しておりません。教育効果を上げるため、外国語指導助手を雇用し、派遣回数をふやすことにより指導の充実を図りたいと考えております。

日本語教育の必要性に対する八女市の考え方ですが、学習指導要領では全教科、全領域において言語活動の充実を図ることが求められています。言語活動の充実は各教科等を貫く重要な視点であり、国語科は言語力育成の基盤となる教科です。このことを念頭に、八女市では国語指導の充実を図る横断的カリキュラムの設定や校内研修、小中学校国語科研究会等に

よる研修を実施するとともに、八女ふる里学や八女茶学を活用した我が国、そして八女市の伝統的な文化に関する指導を重視しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○9番（牛島孝之君）

先ほど市長職務代理者副市長よりありましたように、きょうの西日本新聞の一面に所有者不明地を公益活用と、国土交通省、新法案、期間定め利用権というのが載っております。

まず、所有者不明土地についてお聞きしますが、八女市における所有者不明土地・家屋の件数ということで、公示送達者40名、これはどこまで調べて、当然その公示送達者ということは所有者もわからない、納税義務者もわからないということでされたと思いますが、重複したような所有者の方はおられますか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

今、重複したとおっしゃったのは、例えば、共有とかで同じ方が2件とかにカウントされていますかということだと思いますけど、今回の分についてはそういうものはございませんでした。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

これ「人口減少時代の土地問題」という本があります。これにいろいろ書いてありますけれども、八女市において、北海道とか特に多いと思いますけれども、海外あたりの所有者になっていると、どうしてもわからないと、海外でどんどん売買があっているけれども、実際それが表に出てこないと、そういうふうな案件は今のところ八女市ではないでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

先ほどの40件の中に1件だけ、海外に行かれた方のその後の住所が不明なものがございます。

○9番（牛島孝之君）

今言われた外国に行かれてあるという方は、こちらに身内も誰もおらないから、当然こういう送達の方法しかないということで理解してよろしいでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

その1件について特にという記憶はございませんけど、今申し上げた40件につきましては、住民票であるとか戸籍であるとか、何らかの手がかり、うちのほうでできる分について調べた後、どうしても送付する居どころ等がわからなかったものでございます。

○9番（牛島孝之君）

当然海外に居住されておること住所がどの程度確認できるかわかりませんが、この中央公論の12月号に増田寛也さん、「土地が捨てられる」という題目であります。この中に、住所地を調べるのに住民票の除票、あるいは戸籍の付票という書き方をしております。一応住民票の除票については5年間、5年間というのは決まっておりますけれども、各市町村によって応用はできるとなっております。それと、戸籍の付票、戸籍が転籍したりすれば、それについても5年間でしょうか、お聞きします。

○市民課長（栗秋克彦君）

お答えいたします。

住民票の保存期間と戸籍の付票の保存期間というのは、法の中の第34条の中に5年間という規定がございます。ただ、判例を見てみますと、施行令の34条の規定は5年となっておりますけれども、必ず5年で破棄しなければならないという規定ではなく、最短の期間ですよということを書かれております。それで、必要があれば、市町村の実情によって個人情報保護条例などによる適切な管理のもとで、5年間を超えて保存して差し支えありません。したがって、請求に応じるかどうかについては個人情報保護法等に基づいて、法のもとで交付ができるかと判断をしているところでございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

この中に戸籍の付票とはということで、戸籍に記載されている者全員の住所が記載されている公簿、転出や転居した場合にはそれにより住所の履歴を把握することが可能と。住民票の除票、住民の転出や死亡などの理由により消除された住民票をいう。住民票の記載内容と住民票の消除の理由等が記載されている。除票の保存期間は消除された日から5年間であり、5年を超えた除票の保存やその写しの交付については市区町村により取り扱いが異なると書いてあります。恐らく今、課長が言われたとおりだろうと思います。

こういう所有者不明の土地、当然それには相続登記が絡んできますけれども、私もそういう仕事をやっておりますけれども、住民票の除票がないとか、そういうのが非常に困るんですよね。法務局でいけば、不在籍・不在住、その土地には痕跡もなければ住民票もなかったんだというような証明をとらざるを得ないと。できれば、八女市のほうは、聞くところによりますと、5年以上まだあるそうですので、今からこういうふうな所有者不明土地がどんどん出てくると思うんですよ。そのときに、やっぱりないということでは、できれば何年とは言いませんけれども、今はデジタルデータとして保存できるんですか、紙ではないでしょう。お答えください。

○市民課長（栗秋克彦君）

住民票は電算の中に全て入っておりますので、合併後については住民票の保存は可能だと

考えております。付票につきましては、電算の中に今後記載をしている部分と過去の分とございますので、その分で除票となっている部分、またなっていない部分もあわせて交付は可能だと考えております。ただ、先ほど申しますように、法的な部分がございますので、それをクリアしていけば可能だと判断をしております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

所有者不明土地ということになって、当然相続が発生します。ここに2017年6月15日付の「広報やめ」の中に「法務局からのお知らせ」ということで、「あなたの相続手続を応援します。法定相続情報証明制度が始まりました」となっております。こういうふうな広報に載っておりますので、市民の方、目を通してあるかと思えますけれども、やはりこういうふうなことの啓発について、できればもっとどんどんしていただきたいと思えます。それはあくまでもお願いですけれども。

それと、税務課長にお聞きしますが、この中に土地所有者をどう探索するかという中に、固定資産課税台帳から納税者情報を入手する方法もあると。ただし、税務情報の活用については、目的外使用となるおそれがあり、これにも限界があると。これはなぜかといいますと、やはり八女市でいろんな事業が起きたときに、登記簿ではわからない、当然税務課に行けば納税義務者、あるいは納税管理者、登記簿に上がっている所有者の関係者ということだろうと思えますけれども、この中に書いてあるのは目的外使用となるおそれがありとなっておりますが、それは目的外でしょうか、八女市の事業課がそういう問い合わせを税務課にした場合ですね、いかがですか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

ただいまおっしゃったように、税の情報は目的外であれば教えることはできないと規定されておりますが、その中でも法的根拠で税の情報を活用する事務であるとかというのはもちろんお出しできますし、あと今おっしゃったような用地買収とかにつきましては、八女市の情報公開・個人情報保護審議会のほうでその情報を提供することが適当と認められた場合には、登録された分について提供をしております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

次に、固定資産税における死亡者課税ということでお聞きしますが、死亡者課税というのはどのようなものをいうのか、お聞かせください。

○税務課長（堤 英利子君）

うちのほうでは、納税義務者が死亡したままの分をそのように考えております。ただし、

納税管理人とか、また相続人代表者、相続登記をされるまでの間、この方に納税通知書なりを出してくださいというような届け出をされている分につきましては、そちらのほうにしていますので、今の分がそういう納税管理人の定めも、相続代表者の定めもないものということで課税しているもので198件、免税点未満で738件あるということで確認しております。

○9番（牛島孝之君）

この中に死亡者課税とは、死亡者への無効な課税を指すと、ちょっとこれどうかなと思いますけれども、土地・家屋の所有者が死亡した場合、本来は次の2つのどちらかを行うと。

1、相続登記を済ませてもらい、相続人に納税義務者を変更する、2、相続登記が行われない場合は税務部局で相続人調査を行い、法定相続人の共有名義に納税義務者を変更するとなっております。これについてはどのように思われますか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

うちのほうでは、今おっしゃられたようなのが本来していかなければならないということは承知しておりますが、相続されるまでの間に、共有の名義であるとか、また管理人を求めるとかということは、今現在は行っておりません。

○9番（牛島孝之君）

今現在行っておられないけれども、本来それをすべきなわけでしょう。今後どのようにされますか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

相続人不在の場合に、相続財産管理人の選任とかを家庭裁判所に申し立てる、そして決まったならばその方という話になるかと思うんですけど、その相続管理人を1件につき1人立ててもらわなければなりませんので、当然費用が発生します。大体その金額は約200千円から1,000千円と言われておりますので、なかなか金額の面からも、うちは相続管理人の選任をお願いするところまでは今はできていません。今後につきましても、なかなかできないんじゃないかなと思っております。

先ほどの中にもありましたが、今、法務省のほうでも相続未登記分が速やかに相続登記がなされるようにということで動き始めておりますし、私どもとしましても、例えば、今でしたら固定資産税の課税につきまして、死亡されて、まず市民課より御案内されて税務課にも回っておいでいただくことになっております。そのときに登記をしてくださいよと、登記が相続人が決まるまでの間は、先ほど言いました相続人代表者届を出してくださいよというまず御案内をしております、1月1日現在で課税をします、それまでの間に登記がなされていないものにつきまして、またその相続人代表者とかの届け出がない分につきましては、

改めましてその方々に相続人代表者を決めてくださいというような通知をお出ししております。通知をお出ししても、もしその御返信がなかった場合には、その通知をお出ししている方を相続人代表者にさせていただきますというお断りを入れて、基本的には相続人代表者という形の中で今行っているということで、相続登記を促すための努力につきましては、今後より一層していかないといけないと思っておりますけど、大きくやり方を変えるとは今現在考えておりません。

○9番（牛島孝之君）

確かに費用対効果から言いますと、200千円から1,000千円と言われますけど、そういうような費用をかけて、どれだけの課税増加になるのか、税収としてですね。それは確かにあると思いますけれども、やはりそういうことも行政としてすべきではないのかと。何でもかんでも費用対効果で、いや、できませんよじゃなくて、やはり努力目標としてはすべきではないのかと思います。これについては回答は要りません。

次に、課税保留ゼロ件となっております。他の市町村では課税保留要綱というのをつくっているところもあるようですけれども、八女市については、それはないということでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

課税保留につきましては、相続人や納税義務者等が判明した場合に、速やかに納付の手続が可能となるように課税保留は行わないで、公示送達を行っているというような現状です。

○9番（牛島孝之君）

次に、免税点未満の土地・家屋ということで受けておりますが、免税点、これが幾らなのか。

それと、先ほど空き家問題でも言ってありました、本人さんに通知が行ったら、自分はそういう土地があるとは知らなかったと。恐らくこれが免税点以下だったからそういうことが生じたんだろうと思うんですよ。その免税点以下の所有者、土地あるいは家屋の所有者に対するあなたのですよという何かお知らせはできないわけですか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えします。

免税点につきましては、土地、家屋、償却資産それぞれ分かれております。土地については、課税標準額が300千円未満でありましたら免税ということになっております。家屋につきましては200千円、償却資産につきましては1,500千円で、それぞれ一つの土地とか、そういうことではなくて、八女市内にその方が持たれている土地の合計課税標準額が今申し上げた300千円未満の場合については税金を課さないというようなことになっております。

通知につきましては、納税通知書、課税される人宛ての通知書もそうなんですけど、郵便料金等かなりの金額になっておりますので、免税点未満の方に通知を出すということは今現在は考えておりません。

○9番（牛島孝之君）

資料でいただいていますけれども、免税点未満の土地・家屋件数、土地として納税義務者数が1万3,658件、家屋が3,685件、恐らくこれは重複もしてあると思いますけれども、先ほど同僚議員が質問した空き家対策とかの中に、自分のお父さんなり、もういっちょ言えばおじいちゃんなりが持っていたと、それ自体も知らなかったという方が多いだろうし、今から先はどんどんふえていくと思うんですよ。だから、どこかでそれをしないと、所有者不明土地がだんだんふえていく、公共事業もやりにくくなると。特に評価だけでいきますと、山間部の土地についてはもう免税点以下というのが多いかと思います。どこかでそういうとをしないと、確かに郵便を出すのにも1件幾らかかりますよと、あるいは調べるのにも、先ほど言われたように、戸籍を寄せたりとかいろいろしなきゃいけない、当然費用がかかるからということですけども、それをしない限り、この1万3,658件、これは筆数かどうか、ほぼ筆数かだと思いますけれども、どんどんふえていくようになるでしょう。だから、どこかでそれをしておかないと、どんどんふえて、公共事業もやりにくいというようなことになると思いますけれども、これについて答え、市長職務代理者副市長、いかがでしょうか。これについてどのように市として今後、やはり市全体として考えないといかんだらうと思いますので、ぜひよかったですらお願いします。

○税務課長（堤 英利子君）

済みません、まずちょっと私のほうから補足の意味で答えさせていただきます。

先ほども申しあげましたけど、死亡になられた場合に、市民課のほうからその方がとらないといけない手続の一覧表というのをお渡しになって、税務課のほうにもおいでいただきます。その折に、固定資産税の関係でしたら、免税点未満であろうが、課税されてであろうが、こういうものが死亡された方にはございますので、手続をお願いしますということで御案内はしておりますので、今の時点ではその範囲の中でさせていただこうと考えております。

○9番（牛島孝之君）

当然相続の場合には固定資産評価証明、誰々さんの所有の土地・建物ということでとりますので、それはわかりますけれども、八女市はそれでいいけれども、八女市から出てある方、そこにあることも知らないという方には何らかのお知らせをどこかでしないと、八女市に住んである方、あるいは八女市に関係ある方なら当然戸籍を取りに来られる、あるいはあそこに土地・家屋があったということで、税務課で固定資産評価証明をとられる、それはわかります。それ以外の方ですね、実際土地を持っておるけれども、八女市にも住んでいない、八

女市とも交流がない、そういう方に何らかのお知らせをどこかでしないと、それが所有者不明土地にだんだんできて、それが1代、2代、3代と続けば何百人というような関係者が出てくると。当然費用対効果でいけば、相続登記するのに何百万円もかかるけれども、土地の価格は免税点以下であったというようなとも出てくるかもしれません。だから、どこかで行政としてそういう把握をしたなら、その人に何らかの通知を出しておかないと、どんどんふえていって、いざするときに相続登記だけするのに何年もかかったということになりますので、ぜひ市長職務代理者副市長、事業関係もありますので、よかったら一言御答弁をお願いします。

○議長（川口誠二君）

お諮りいたします。このまま牛島議員の質問を続けたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。

暫時休憩します。

午後0時2分 休憩

午後0時3分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

今、議員の御指摘の件につきましては、確かにいろんな形で市としましても、公共事業とかやったりする場合について、もしその土地にかかたりする場合がある、そうしたときになかなかどこに住んでいращるかわからないというような場面も出てきますので、議員のおっしゃるその趣旨についてはある程度理解をしますので、それにつきまして、じゃどういった対策をとっていくのかということについては、法務局でどこまでできるのか、それから他市町村の状況はどうしているのか、そういったところを含めて検討したいと思っておりますので、できるできないは別にして、少し時間をいただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○9番（牛島孝之君）

次に、相続未登記の農地の数ということで資料をいただいております。田んぼで9,767筆、畑で1万4,503筆、合計の2万4,270筆、割合として全農地の19%と。この未登記の農地数は出ていますけれども、先ほどから言っている所有者不明の土地はどのくらい把握されているのか。あるいは、当然農地の場合は耕作者、あるいは利用権が設定してあるとか、そういう

ともありますけれども、やはりこの所有者不明がこういうふうに出ていますので、それはどのように、今、市長職務代理者副市長から答弁ありましたけれども、それと同じようにどのように農業委員会としては考えるのか、お聞きします。

○農業委員会事務局長（牛島憲治君）

それでは、御説明をいたします。

農業委員会としまして、この所有者不明土地が課税上の部分含めて、所有者の確認ができないという把握というのは、現在のところ八女市におきましては行ってはおりません。しかしながら、全国によります調査によりまして、これまで国、それから法務局等々の統計等々の数値の中で全体の20%、本市と同様の20%が未相続農地になっておるといことでございますが、そのうちの94%が何らかの手続で耕作はされているということで、6%が遊休農地化をしているというような数値がございます。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

きのうも同僚議員が聞かれましたけれども、やはりミカン等が今まではよかったけれども、これだけ高温化になってくると、八女の山間部、ある程度標高があるところがいいんじゃないかと。要するにそういう事業をするときに所有者不明であれば、やっぱり何かの事業をするときに時間だけかかるというようなことがありますので、これは八女市が行政として考えるべきだろうと思います。先ほども市長職務代理者副市長から検討したいということでありましたので、検討をお待ちしたいと思います。

次に、教育問題についてお聞きします。

学校における教職員の出退勤時刻の管理、これはずっと聞いてきております。ただ、いただいたのが単なるチェックシート、これをいただきました。これは自分の時間を自分が記入するだけでしょう、いかがですか。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

議員にお渡ししたものは、業務開始・終了時刻の記録簿でございますけれども、このシートは教職員一人一人が入力するものでございます。このシートをもとに管理者が集計をいたしまして、管理者がその個人個人の集計状況、例えば、月の超過勤務の合計時間とかを把握するように集計ができるようなものになっております。その分で管理者である教頭なり校長が把握できるようになっております。

○9番（牛島孝之君）

これは週刊東洋経済の9月16日号です。これに「学校が壊れる」というような題で出ております。中にもいろいろ書いてあります。まずお聞きしたいのは、確かにこういうチェック

シート、これはこれで悪いとは言いませんけれども、本当にそれが自分の出退勤時間、きちんと正確になるのか、不安でなりません。今までもずっと聞いております。朝6時に出ていっている教員もおります。夜10時まで電気がついている学校もあります。確かに同じ人間が6時に出て行って10時までおるか、それはわかりません、見ていませんので。やはりきちっと時間をしないと、もう俗に言うサービス残業になっていないか、あるいは学校では定時に帰っているけれども、学校でできないことを家に持って帰って家で夜中過ぎまでやっていると、私の友達もそういうふうに言いました。家には早く帰れるけれども、やっぱり12時過ぎ、1時ぐらいまで家で仕事をせにゃいかんと。これが非常に教師に負担になっているのではないかということで、ずっとこのことは聞いております。全国でいけば、タイムカードや情報通信技術を使った勤務時間把握などもやっておると、あるいは学校への留守番電話設置、そういうとをやっている学校もありますけれども、あくまでも八女市としてはこのチェックシートを自分で書いてするというので今やられていますけれども、そういうタイムカードとかを今後されるようなお考えはありませんでしょうか。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

今、議員がおっしゃられました持ち帰り時間の把握でございますけれども、11月に学校職員の代表とか校長会代表とか、教育委員会で集まりまして、職員安全衛生総括委員会を開催いたしました。その場で、毎年12月に実施しております持ち帰り時間の把握を12月のみ把握をするようにこちらで提案いたしましたけれども、その委員会で12月以降は全部したほうがいいのではないかと御意見が出まして、今年12月から持ち帰り時間の把握もこのシートを使って把握するようにいたしました。

それと、議員がおっしゃいました正確に教職員が入力しているかという件ですけれども、校長会等で校長なりに正しくというか、入力するようにこちらのほうで指導はしておりますけれども、一応今回の10月に上げられましたデータを教育委員会のほうでも見てみましたけれども、朝早い方は7時前とか、遅い方は9時過ぎとか、たくさん出ておりますから、教育委員会といたしましては、正確に入力されているものと思っております。

タイムカードという話もありましたけれども、タイムカードでデータが集計までできるといいんですけれども、今、学校に入れています校務支援ソフトというのがございますけれども、それを立ち上げる時間で時間外とかが記録できないかというのを一応システム会社とかにも問い合わせをいたしましたけれども、ちょっと現在の分ではまだそこまではいっていないということで回答をいただいております。

また、この勤務時間の業務開始記録簿はまだ10月から入れたばかりで、1年ぐらいこの結果を見て、その後検証を行いたいと思いますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○9番（牛島孝之君）

この「学校が壊れる」、えらいショッキングな題名だと思います。この中に中学校教諭の1.7人に1人、小学校教諭の3人に1人が過労死ライン、月80時間の残業、長時間労働を強いられていると。この中で、平成11年6月、大阪府堺市の市立中学校に勤務していた26歳の男性教員が自宅アパートで倒れて亡くなったと。死因は虚血性心疾患、ただし、この方は発症前6カ月間の時間外勤務は月60時間から70時間前後と過労死認定基準には届いていない。ところが、この方が授業の準備、テストの作成、採点など日常的に自宅に持ち帰って仕事をしていたことが考慮されると。平成14年11月に地方公務員災害補償基金は過労死と認定したと。やはり80時間という数字はありますけれども、実際学校では80時間以内かもしれないけれども、持ち帰りがあると、現実にあっていると、その把握が果たしてできるのかということですよ。最低でも自分でチェックして自分で出退勤をするんじゃないくて、タイムカードできちっと時間をする、そして持ち帰ったについても、きちっとさせると。恐らくこれは文部科学省なり県の教育庁なりからのレポートなりの時間、非常に割いている、教育長からも以前そういうふうな話がありました。やはり重複したようなレポートもあるでしょうし、そういうのを八女市の教育委員会としてはどのように考えられますか。一度はそういうふうに文部科学省なり県の教育庁なりから同じようなレポートの内容があるということも聞きました。それは文部科学省に反旗を翻すとは言いませぬけれども、いや、うちはもうこれしかしませんよというようなことはできますか、いかがですか。

○教育次長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

まず、タイムカード等の件につきましてですが、出退勤時間はタイムカードで確実に把握ができます。テレビニュース等では指紋認証等で出退勤の管理をしている学校もあるというふうなことも聞き及んではいますが、先ほどありましたように、議員からも御指摘のように、持ち帰りの仕事の時間とか、それから教員の場合は家庭訪問等も多々あります。この部分がタイムカード等での管理では確認ができない部分がありますので、そういった教員の職務の特殊性の部分から、まずはその部分も含めて持ち帰り、家庭訪問等、学校での勤務以外の部分も入力するような形で把握をさせていただきたいということで、いましばらくその状況を把握させてもらえたらと思っております。

議員が御指摘のように、なかなか先生方がそのままの実態を記録できないんじゃないだろうかというような部分を懸念はしつつも、そういった部分も考慮に入れながら、まずはこのシートに各自の入力というような形で進めさせていただけたらと思います。

それから、各種レポートの提出物等に関しては、同じような内容の部分があることに関しては、教育委員会からの分も県教委なり文部科学省なりに、ここは重なっているの、この

書類でかえさせていただきますとか、そういうことは可能ではなかろうかなと思いますので、職場のほうからもこの調査、レポート等は不要なのではないかというような部分は、そういうふうな声も聞きながら対応していきたいと考えております。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

やはり現場、教師と教育委員会、あるいは学校教育課の関係がどうしても指導する側と指導される側、なかなか上に上げにくいというところもあると思うんですよ。本当にせっぱ詰まって言うんじゃないくて、やはりそこに行かないと、もう子どもに教えるんじゃないくて、自分がとてもじゃないと。やはり指導される側と指導する側との関係を、上下関係とは言いませんけれども、もう少し現場の声がちゃんと上がるように考えてください。

それと、部活動について、これは2017年11月18日の毎日新聞です。公立中学校、教員の96%が部活で悩みと書いております。だから、部活動指導員がいいよと、それをしてもいいということでしたけれども、この前聞きましたけれども、その後どのような検討がなされて、検討は検討で結構ですけども、いつまで検討されるのか、いつまでも検討、検討で行かれるのか、お聞きします。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

部活動指導員については、国の平成30年度の予算概算要求で部活動指導員の配置促進事業を実施することが検討がなされております。また、県に聞きましたところ、県議会のほうでも部活動指導員配置促進事業を来年の2月に上程するというのを聞いております。これを受けまして八女市でも、補助事業として国が3分の1、県が3分の1、市が3分の1という補助率になるように聞いておりますけれども、これが決定しました後はこちらの部活動指導員促進事業を取り組んでいきたいと、八女市のほうでは考えております。

○9番（牛島孝之君）

それこそ、これもブラック化すると書いてありますけれども、週7日活動の部活動が1割もと、そういうふうな統計も出ているようでございます。教員に余りにも負担をかけて、授業がおろそかになるとは言いませんけれども、やはりそっちにも力を入れてほしいし、部活動も当然必要でしょうし、そういうことは県の考えを見ても必要でしょうけれども、八女市は県で最初にそういうことをしたとか、そういうふうにぜひ教育長、どうでしょうか、教育長のお考えは。

○教育長（西島民生君）

お答えいたします。

その前に、超過勤務の問題でございますけれども、一応八女市教育委員会として初めて数

字で全教職員の出退勤の時間の把握をできるようになったと、パソコンで打ってですね。それを管理職はまとめて、一覧表で見ることができるようになった、それを教育委員会が学校ごとに全部見ることができると、そういうデータを集めることができた、要するに実態を初めて正確な数字で把握できるようになったということで、これからこれを活用していきたいと思っています。

先ほど出ました過労死ラインですね、うちの職員の数を見ておきますと、全国ほどではありませんけど、やはりいるということ認識しております、これは早急にどうかしなくちゃいけないと。よく見ますと、学校によって偏りがあるようなところもあります。そういうことも含めて、校長先生方、あるいは教職員の皆さん方と話していきたいと思います。

なお、いつも申し上げますけれども、この問題は超過勤務を少しでも削減するために教育委員会として何をやるのかというようなことは頑張っているいろいろやっているつもりなんです。人的配置、物すごいお金を使って人的配置を八女市独自で配置しています。これは超過勤務縮減につながると思います。それから、学習関係とか職場、働く環境とか、そういうことで教職員の負担軽減と両輪になりますので、そこら辺はあわせて御理解をお願いしたいと思います。

それから、部活動でございましてけれども、文部科学省も大切な教育活動の一環であると認めております。その反面、中学校の場合の超過勤務の一番の大きい問題となっています。八女市教育委員会は月2回定時退校日を置くようになっておまして、部活をしないですぐ帰ると。それから、土曜日、日曜日どちらか1日を必ず部活動を休みなさいということ強く私のほうからも直接先生方にもお願いすることもありますし、そういう機会を設けてお願いしています。先ほど申し上げましたデータをもとにしながらも、部活動の様子等も見ながら、当面今の月2回の定時退校日の励行と土曜日、日曜日どちらか1日あけると。大会の関係等で土日せざるを得ない場合は、年間を通して調整してくださいというようなお願い等もしているところでございます。

この部活動の果たす役割は大変大きいものがあるわけですがけれども、片や教職員の皆さん方の超過勤務の一番の大きい問題点でもありますので、学校側とよく協議しながらやっていきたいと思っています。

○9番（牛島孝之君）

次に、小学校における英語教育ということでお聞きしまして、質問を出した後に議案が来まして、その中で予算も組んでありました。恐らくその英語教員ということで予算を組まれたんだろうと思いますけれども、八女市に必要な、小学校に必要な英語教員の数、当然把握してあるのでしょうか。

○議長（川口誠二君）

暫時休憩します。

午後0時24分 休憩

午後0時25分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

○教育次長（永溝弘幸君）

お答えいたします。

小学校の英語科、それから外国語活動に必要な英語の教員の数という部分では、基本的には小学校の授業ですので、小学校の先生が授業をしなければならないということで、原則はそういう形です。ただ、我々もそうですけど、読み書き中心の受験勉強等で来ておる教員にとっては、今の話す、聞くというような部分も含めた外国語活動、英語の教科という部分では対応が現時点ではすぐできないという部分は想像できるわけです。具体的には、先ほど答弁の中にありましたように、小学校の先生で中学校の英語の免許を持っている先生は6名、それから英語検定の2級、または準2級程度の資格を持ってある先生が4名というようところで、これから研修等を通して英語の授業に対応できるように進めていくというところで、現時点ではそういうところです。

以上です。

○9番（牛島孝之君）

当然予算は出ていますので採用されると思いますけれども、その方の身分保障、当然非正規教員というようなことになるかと思えます。この非正規教員には臨時的任用教員と非常勤講師があると、恐らく非常勤ではないかと思えますけれども、身分保障ですね。要するに非正規公務員もそうですけれども、非正規教員というのが現在小中学校で教員全体の16.5%を占めておるとなっております。当然給与面でも低い、いろんな保障でも低いと。やはりそういうところはどいう、この方の身分保障というのは臨時講師ということで考えてよろしいんでしょうか。

○学校教育課長（藤木春美君）

お答えいたします。

牛島議員がお尋ねの件については、今回、債務負担行為を上げております外国語指導助手の派遣業務委託料のことだと思いますけれども、この分は業者に委託というふうに、民間会社の業者に委託するようにこちらのほうでは考えております。

○9番（牛島孝之君）

そうなると、派遣となるわけですか。派遣と、そういうふうに考えればよかですか。——はい。

日本語教育というのはずっと聞いておりますので、これはこちらからこういうふうな記事があったということでお伝えします。2017年12月5日、毎日新聞「みんなの広場」という中に入っております。日本語が消滅してしまうと。詩人のアーサー・ビナードという方が、日本語は消滅に向かっているということを書いてあったと、これに衝撃を受けたと、この方はですね。聞いたこともない外国語を駆使し、わからなければ辞書を引いてくださいと言う小池百合子東京都知事には、もっと心の通った日本語で話してと言いたくなります。ビナード氏によると、中国語は石畳のようにびっしりした印象だったが、日本語はくねくね道のように、そのごちゃごちゃ感に引き込まれたそうです。表意文字の漢字は中国で主に使われ、アルファベットなど表音文字はその他の国で使われます。表意文字と平仮名、片仮名の表音文字を使う日本語は、人の心情をあらわす最高の言語で、英訳するのが非常に難しいと聞いたことがあります。米国の先住民の言葉が絶滅に向かったのは、貨幣から時間の表記、契約まで何もかも英語を強いられたからだそうです。ビナード氏の目線で日本語を見詰め直す必要があると思います。そういうふうにご覧いただけます。ぜひ日本語教育にも力を入れてください。

次に、八女市の1次産業振興に対する政策ということで、資料はいただいております。農業関係助成事業、あるいは林業関係助成事業、この中で1次産業再生で地域を元気にと、これは高知県四万十町の挑戦ということで書いてあります。企業誘致で雇用の場をつくろうとしても簡単ではない。では、過疎・高齢化が進む地方の町や村を元気にするのに重要な視点は何か。やはり1次産業の再生しかなかったと書いてあります。逆に国が言う6次産業化や地域商社的な機能を持つ地域が伸びてくるにはこの1次産業の再生しかないと言われておりますし、新聞にも書いてあります。このことについて、農業振興課長、あるいは林業振興課長、どのように考えられて、農業振興、林業振興を考えるのか、お聞きいたします。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えをいたします。

今、議員から他県でのそういうふうな情報をいただきました。当然、八女市農林業を基幹産業とする市でございまして、その市の発展のためには1次産業を発展するということが重要であるというのは、私農業の立場から申し上げますと、当然重要な視点だと思います。また、6次産業化をすることによって、なおかつ1次産業が発展をするというようなこともおっしゃられましたので、その件につきましてもなるほどなというふうな感じで、とにかく当方の立場といたしましては、その辺を十分いろんな面から肝に銘じさせていただいて、この1次産業の振興に、私については農業の部分ですけれども、それにつきましては進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

お答えいたします。

議員おっしゃられましたように、先ほど農業振興課長も言いましたように、農林業という1次産業が八女市にとっては非常に地域の活性化の部分でも役を担っているというところの中で、特に林業に関しましては、八女市の総面積の約65%が森林を抱えているという状況の中で、最近では木材価格の低迷とか後継者不足という部分で非常に林業活動が停滞してきている現状ではありますが、先ほど言われました1次産業の再生ということであれば、やはり6次産業化、特に新たな木材産業においても新たな6次産業化をさらに進めていって、林業の活性化につなげていければいいということで私のほうも考えているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

農業振興課長にお伺いしますけれども、JAが取り組んである新規就農者、ハウス物をしてあります。イチゴとトマト、ただ、1次産業の中には当然果樹もあると思います。要するにJAさんと情報を共有して、そういう果樹農家が二、三年、あるいは5年ぐらいでもうやめようかなと思っていると、農地バンクとか空き家バンク等ありますけれども、やはりそういうようなバンク的なもの、情報の共有、JAと行政が情報を共有して新規就農者をつくるというようなことについてどのように考えられますか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

今、議員言われたJAがやっておるのがございます。就農支援センターということで事業を展開しておりますけれども、それにつきましても市として新規就農支援事業ということで市長職務代理者副市長のほうからも答弁をさせていただいております。ただ、その中で、やはりいろいろな面でその情報の共有化といいますか、そのあたりにつきましては、当方といたしましても、それぞれ地域で詳しくその農地の状況であったりとか、そういうふうなものもでございます。現在はその支援センターはトマト、イチゴというようなことで、その中で果樹もあるんじゃないかというようなことになってこようかと思っております。ですから、その果樹をする上では、やはりそういった中山間地の利用ができていない土地とか、そういうようなことでの情報を当然市としても共有しながら、新規就農が見えて、土地がなかったりとか施設がなかったりというようなケースもあろうかと思っておりますので、その辺の解消に向けては十分関係機関と連携をとらせていただきながら、そのあたりの施策に反映をできればと考えております。

以上でございます。

○9番（牛島孝之君）

最後になりますけれども、国がどうも県でいう森林環境税、導入を検討というふうに、

2019年度を目指しているとなっております。金額はわかりませんが、やはりそういうことによって人工林を3分の1自然林にというような国の施策だろうと思いますけれども、やはりそのためには林業に従事する人が必要だと。そのことについて、今後どのように八女市としては行かれるのか、林業振興課長、お願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

やはり林業振興におきましては、特に林業の労働条件の改善や、今後、余り低コスト化ばかり言ってはいけませんけれども、そういった部分での低コストにおける作業システムを導入したりとか、そのほかには、林業従事者におきましては、今後、先ほど言われました6次産業化まではいきませんが、もちろん住宅資材への利活用というものをもっともっと推進していきまして、あわせて現在は山に放置されております林地残材というものを有効活用しようということで、バイオマス燃料として活用していくという部分で新規雇用とか、また林業従事者の所得向上を目指して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

○9番（牛島孝之君）

時間がありませんので最後ですけれども、田舎生活を支える自伐型林業というような記事も、ちょっと時間がありませんけれども、ぜひこういうのも検討していただいて、やはり八女市は中山間地もありますので、林業、農業がよくなると、とにかく底上げができないということですので、ぜひ頑張ってくださいと思います。

これで終わります。

○議長（川口誠二君）

9番牛島孝之議員の質問を終わります。

午後1時30分まで休憩します。

午後0時38分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

2番橋本正敏議員の質問を許します。

○2番（橋本正敏君）

こんにちは。2番橋本正敏でございます。昼一番ですけど、元気にやりますので、最後までおつき合いを願います。

まず、昨年、熊本で起きました2度の大きな地震や、ことし7月の九州北部、朝倉を中心とした水害等でもありましたけれども、近年、大きな災害が突然、何の前触れもなく局地的に起きております。この八女市におきましても、最近では平成24年7月14日水害が記憶に残っているところでございます。

この異常気象とも言える集中豪雨は、いつどこで起こるか、予想もできないところでございますが、この風水害につきましては、近年、自然災害ということばかりではなくて、人工的な災害であるのではないかという話もございます。その一つが、中山間地に点在しているため池でございます。そこで、まず、ため池の防災・減災対策についてお伺いいたします。

それから、2番目に、市指定の避難所の設定、それからハザードマップについて、最後に自主防災組織の育成について、これをまずお聞きいたします。

続きまして、鳥獣被害対策についてお伺いします。

国では農水省の統計によりますと、1999年以降、鳥獣による農産物の被害は全国で毎年大体200億円前後で推移しております。鳥獣被害防止交付金としても、これに対し年間100億円ほどが投入されておるところでございます。今では中山間地のみならず、平地、市街地にまで姿をあらわすまでになりました。八女市におきましても、最近でも防災無線でこのイノシシが出たという、注意をしてくださいという放送がなされているところがございます。

1番目に、この農産物被害の現状の把握とその対策について、2番目に、ワイヤーメッシュを、それに対して、今、設置補助事業としてありますけれども、これまでの設置の状況と今後の見通し、それから、この設置方法が完全ではないのではないかというような話が出ております。実はワイヤーメッシュが破壊されてイノシシが中に入って被害をこうむったという事例が多々報告されておりますので、その維持管理の周知徹底はちゃんとできているのか、それから、このワイヤーメッシュの補助事業を筆頭にしておりますけれども、この補助事業がいろいろな面で縛られた補助事業であるがために、ちゃんとした補助事業が有効に活用されていないという例がございますので、その件についてお聞きいたします。

続きまして、字の訂正がございます。「猟友会等捕獲団体等」となっておりますけれども、「猟友会と」、平仮名の「と」一文字でございますので、よろしくお願ひします。猟友会と捕獲団体等との連携について、それから最後に、今後のイノシシに対する捕獲対策についてお伺いいたします。

詳細については質問席にて伺いますので、よろしくお願ひします。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

2番橋本正敏議員の一般質問にお答えをいたします。

1、風水害に対する防災対策について、(1)ため池の防災・減災対策についての質問でございます。

現在、本市では別紙資料のとおり、受益面積0.5ヘクタール以上のため池104カ所について、施設管理者等を把握したため池台帳を整備いたしております。そのため池につきましては、平成25年度から平成26年度にかけて、福岡県が一斉点検を実施して、豪雨及び耐震に対する判定をしています。一斉点検の結果、堤防決壊時に人家等の被害が大きいと予想される防災

重点ため池については、平成25年度から平成28年度にかけて福岡県が地質ボーリング測量、耐震診断などの詳細調査を実施しております。さらに、防災重点ため池については、ハザードマップを作成し、公表に向け、関係機関並びに行政区への説明などの準備を行っております。また、防災重点ため池以外の被災影響が大きいと予想されるため池についても、平成29年度から本市及び一部事務組合が詳細調査を実施しております。

なお、平成28年度には熊本地震を踏まえ、ため池管理者に対し、ため池点検マニュアルを配付し、点検及び維持管理の徹底など、安全管理に関する措置をお願いいたしております。

次に、(2)市指定避難所の設定についての質問でございます。

現在、八女市ではおおむね小学校区ごとに合計23カ所の指定避難所を設定しています。指定避難所の市民への周知につきましては、ハザードマップを全世帯に配布し、あわせて市のホームページに避難所一覧表及びハザードマップを掲載し、周知を行っています。

次に、(3)ハザードマップについての質問でございます。

ハザードマップは、平成27年2月に作成し、全世帯に配布を行い、災害に関する情報や避難に関する情報などを市民へ周知を図っています。自宅などの家屋が確認できる縮尺にし、21枚の地図に分け、指定避難所など避難する場所や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、浸水想定区域などを地図に表示しています。裏面には災害に対する備えや知識など、災害時に活用できる情報を掲載しています。

次に、(4)自主防災組織の育成についての質問でございます

災害が大きくなればなるほど、自助、共助が重要であります。特に自主防災組織の活動は、地域の防災力向上に大きな役割を果たすため、市では防災研修会や出前講座の開催、自主防災組織が実施する訓練や資機材の整備に対しての補助金交付、土のうを作成する自主防災組織に対し、材料の砂と土のう袋の提供などを行っております。また、未組織の行政区に対しては、組織結成の働きかけを行うなど、自主防災組織の育成に取り組んでいます。これらの事業を継続しながら、引き続き自主防災組織の育成強化に取り組んでまいりたいと考えています。

次に、2、鳥獣被害対策について、(1)被害の現状把握と対策についての質問でございます。

八女市での平成28年度の有害鳥獣による農林作物の被害額は約1億円となっています。このような中、有害鳥獣の被害対策としまして、個体数を減少させるための捕獲活動や農林産物の直接的な被害防止を目的とした侵入防止柵等の設置を実施しており、被害額は減少傾向にあります。

次に、(2)ワイヤーメッシュ設置補助事業について、ア、これまでの設置状況と今後の見通しの質問でございます。

国の交付金を活用したイノシシ侵入防止柵の設置を平成23年度から進めており、昨年度までに約1,597キロメートルを設置しています。今後も交付金を活用した侵入防止柵設置の取り組みをさらに進めてまいります。

次に、イ、設置の方法と維持管理の周知徹底はできているかという質問でございます。

ワイヤーメッシュ柵の納品時に業者から設置の仕方を指導するほか、市独自で設置管理マニュアルを作成しており、侵入防止柵の効果を発揮できるよう周知に努めています。

次に、ウ、補助事業の要件緩和についての質問でございます。

これまでも福岡県南部広域有害鳥獣被害防止対策促進協議会や各担当者会の折に、国の補助制度等の見直しや県における有害鳥獣対策の拡充並びに支援について、要望を行ってきたところです。今後も要件の緩和を含め、制度の拡充などの要望を行ってまいります。

次に、(3)猟友会と捕獲団体等との連携についての質問でございます。

猟友会、JAふくおか八女、矢部川漁協、県及び各地区の区長で組織される八女市鳥獣被害防止対策協議会を毎年開催しています。その中で有害鳥獣対策についてのさまざまな案件について、対策や取り組み等の協議、検討を行っているところです。

次に、(4)今後の捕獲対策についての質問でございます。

農林作物の被害額は年々減少傾向にあります。その被害は深刻な課題です。これまで国の交付金を活用してセンサーカメラや猟犬の居場所を把握するためのドッグマーカー、イノシシ数頭の捕獲が可能な大型の箱わな等を試験的に導入し、有効な捕獲のための検証を行っております。今後も有害鳥獣の個体数を減らしていくために、捕獲員の方の意見を伺いながら、より有効な捕獲活動の推進を図ってまいります。

以上、答弁申し上げます。

○2番（橋本正敏君）

それでは、まず、ため池についてでございますけれども、これは初日に森議員も同じ質問をされておりますので、重複するところは省きますけれども、まず、ため池台帳というものがございまして、ここに資料が提示してございますけれども、八女市の地域防災計画というのがインターネットで八女市のホームページからとれますけれども、森議員も言われましたが、これに載っている数とこの資料に出た数が違うんですけれども、それはそちらで把握してあるからいいということですが、この台帳に載っている数は、先ほどお答えの中で0.5ヘクタール以上という規模が示されました。ところが、市内には中山間地を中心に大小さまざまなため池が設置してございます。私の近所でもそういうものがあると近所の方が言われて、今どうなっているかわからんと。昔は3軒とか5軒とかで管理しよったけれども、田んぼも中山間地の狭いところではもう割に合わないから、誰もつくりよらんから、それはもう今どうなっておるかかわからんと。しかし、こういう忘れ去られたため池が点在することによって、

いざ集中豪雨が来たときにこれが決壊して、下にある家屋を土石流が覆い包んでしまうというようなことがあるやもしれないという危険性がございますので、こういう0.5ヘクタール以下のため池についての把握はいかにされているのか、御質問します。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

先ほど議員言っていただきました、その資料にも提示しておりますが、104カ所ということでございます。それ未満の受益についての確認はどうなっているかというようなことでございましょうけれども、確かに、例えば、本当の1人の耕作者であったり、2人の耕作者で管理をしてあるため池的なものは、各地域に、この104以外に存在をしているのかなということは感じております。ただ、実際、当方としまして、そこまでの詳細な調査は実際行っておらないのが実情ではございますけれども、前回の議員のときにも、ハザードマップの公表あたりについても、それぞれの地域であったり、集落であったり、行政区のほうと話をさせていただくというようなことでも答弁をさせていただいておりますので、そこあたりの詳細なため池につきましても、やはりそういう安全管理の面から言うと、そういう集落であったり、行政区であったり、そういうようなこととの連携をとらせていただいて、当然、当方も確認をする必要があると認識をしておりますけれども、そういったことで対応を進めていけたらと感じておるところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

地元の方たちと確認をしながら、市としてもそれは把握するということでしたけれども、それでは、把握された後で、例えば、今言いましたように、もううちの周りは誰も農業はしよらん、後継者もおらん、管理する者もおらんとなった場合、確認はされたかかもしれませんが、その後の管理については誰が行うのかという部分ではいかがでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答え申し上げます。

その管理の面でございますけれども、その104のため池につきましても、前回、議員の御質問の中でも答弁させていただきましたけれども、当然、何々行政区であったりとか、何々水利組合というようなことで、市が直接管理をしているような状況ではないというのはこれは申し上げたとおりではございますけれども、そういった中で、危ないという判断をされた中でその管理をどうしていくのかというふうなことにつきましては、やはり何度も申しておりますけれども、当然、現状等を把握しながら、その地域に入って行って、そういう状況の中で市としても協力していただくというのが行政区長さんとか、そういう集落の方、当然そういうため池なるものがこの地域に存在をしていますから、よければその辺についても周知

徹底方並びに管理のほうを御協力いただけないでしょうかということでも働きかけをする必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ぜひこれはお互いですから、地元の方とお話をされて、もう本当に要らないものであれば壊してしまって、安全性が高いものにしてもらうとか、あとは完全に任せていただけるというその方に確たるものとして保全してもらうということを確認してもらうということで、これはくれぐれもよろしく願いいたします。

それから、ちょっと前後しますかもしれんけど、ハザードマップですけれども、今の答弁でもございましたが、これはハザードマップをつくるということでしたが、今現在、八女市でもハザードマップはつくって各家庭に配布してございますけれども、これにこのため池の部分を上乗せしてハザードマップをつくってもらうのか、それとも全く別個のものをつくって、またそれぞれに配布するという形になるのか、これはいかがでしょうか。

○農業振興課長（原 信也君）

お答えを申し上げます。

前回の議員の中でも御質問がありましたので、現在、八女市でハザードマップを作成しておりますのは、県の重要ため池に指定をされておる8カ所だけというような状況も前回の一般質問のときに答弁をさせていただいておりますけれども、それ以外について、現在ある防災マップとの関連性はというようなことだろうと思います。前回のときにも答弁をさせていただきましたけれども、いろいろな調査を進めていく中で、ため池のマップの作成の準備には取りかからせていただきますというようなことで御答弁をさせていただいております。現存する防災マップとの関連性につきましては、当然、防災安全課との協議も必要になってきようかと思っておりますので、そういうことで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

これは、マップが幾つもあると紛らわしいですので、ぜひ1つのマップに載せていただいて、その1つのマップを皆さんで共有するというのがぜひお願いしたいと思っております。

それから、このハザードマップですけれども、私の家にももちろん1枚ハザードマップはございます。これをよく見てみますと、市指定の避難場所がこのハザードマップの緑色の部分、土砂災害警戒区域の中に載っておるわけでございますが、わざわざハザードマップをつくって警戒区域を示してあるにもかかわらず、その中に避難所が指定されているということについて、この御説明をよろしく願います。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

まず、指定避難所につきましては、やはり生活圏といいますか、小学校区域の程度のところに1カ所は必要だという観点で、そうした地域の小学校区単位ぐらいの範囲で公的な施設を選定した経緯がございます。合併する前からの避難所を参考に合併後の平成23年の地域防災計画の策定の中でそうした選考をしていた中で、指定避難所を現在、設定をしているところでございます。

そうした中で、その後に土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律というものが、この法律自体は以前からありましたけれども、市内のこうした区域設定が平成23年の後半から、平成24年、平成25年という形で行われました。そうした中で、結果的に八女市の指定避難所のうち、7カ所につきましては、俗に土砂法と言いますが、土砂法の特別警戒区域じゃなく、警戒区域ですね、イエローゾーンといいます土砂災害警戒区域の中に入ってしまったということでございます。そうした中で、私どもも引き続きこの指定避難所としてどうなのかということを検討させていただいております。そうした中で、まず、警戒区域なりこのイエローゾーンですね、この説明をさせていただきますが、最初に特別警戒区域といまして、いわゆるレッドゾーンですね、このゾーンのことを説明させていただきますが、この区域については、とにかく何らかの土砂災害で建物が崩壊する危険性があるということですので、住民に大きな被害が生じるということで、この区域にはとにかく土砂災害被害が心配されるような事案になったときには早く避難をしてくれと、直ちに避難をしてくれという区域でございます。

一方、今、先ほどから出ております土砂災害警戒区域、イエローゾーンですね、これにつきましては、何らかの土砂災害によりまして、土砂が到達するおそれはありますが、そうした建物への被害とまでは至らないという区域でございます。そうしたことで、その7つの避難所を確認しましたところ、いずれも建物につきましては鉄筋コンクリート等の強固な建物であるということで、避難所の変更までは必要ではないというふうな現在のところ判断でございます。また、逆に、校区内ぐらいにそうした強固な建物の公的機関というのはなかなかないのが現状でございますので、そうしたことも御理解いただきたいと思います。今のところ、そういうふうな事情であるということをお理解いただきたいと思います。

以上です。

○2番（橋本正敏君）

ここは倒壊、崩壊とか、壊れはしませんけれども、土砂は来る可能性があるという地域ということだそうですけども、それでは、この災害とかいうのは50年に一度とか100年に一度とか、そういうものが局地的に突然来ますけれども、そういった災害の場合でも、この土砂災害警戒区域というのは確実に崩壊まではいかないということが確約されたような地域と

いうことでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

ハザードマップに載せていますこうした土砂災害警戒区域とか、市長職務代理者副市長の答弁にも出ましたけれども、浸水想定区域とか、こうした区域はある程度の想定された災害によって危険な箇所であるということは御承知いただいておりますけれども、逆にこれ以外のところは、逆に安全な地域ではない、必ずしもあるというわけではないわけですね。東日本大震災でも、ハザードマップに津波の到達予想エリア、いわゆる浸水想定区域というのを載せられましたけれども、それ以上に災害が大きければ、安全とされているところでも安全ではない、危険だということもあり得ます。ですが、あくまでもこれは一定の想定の中での予想される範囲ということをお理解いただきたいと思っております。ですから、やはり災害の状況に応じては、こうした土砂災害の警戒区域、いわゆるイエローゾーンであっても危ない場合もあります。ですので、災害の状況によっては、それ以外の、いわゆる本当にそうした心配がないようなところに避難するというのは大事なことだと思っております。我々もそういったことを踏まえながら、地域で話し合っております、平成24年の水害を話し合っております、安全な地域の避難所を選定してくださいということで話をしているところです。そうしたことによって、より身近なところで安全なところに避難をしていただくということをお最優先に今いろいろお話をしておりますので、ここに行けば大丈夫ということでは決してないということ、いわゆる今、橋本議員から言われたように、イエローゾーンであるなら、確かに想定した範囲内では建物が壊れるおそれはないと判断をしておりますけれども、完全に安全というよりか、想定範囲では土砂が到達するけれども、安全ということで、2階があれば、逆にそういうことで2階に避難をしていただいたり、時間があれば、もう少し遠方になるんでしょうけれども、安全なところに避難するとか、そうしたとにかく状況によって判断をしていただきたいというのが思いでございますので、とにかくそうした災害の状況などを十分注意をしていただいて、皆さん避難行動等には移していただきたいと思っております。

○2番（橋本正敏君）

今、課長がおっしゃられるように、このマップを見ますと、私、地元は白木ですがけれども、ほとんどの家屋がこのイエローゾーンかレッドゾーンです。ですから、これ以外に建物、避難所として活用できるような避難所は、このマップでイエローゾーン以外にあるかということ、ほかにありませんので、確かにもうここしかないのかなという気はしますが、それぞれここに避難した後に土砂崩れが起きて巻き込まれたということがあっても、ちょっと笑い話にもなりませんので、ぜひこういう避難所の中でイエローゾーンになっているところがある、7カ所あると言われましたけれども、より強固にするために、例えば、防護壁とか、土砂が来

るだけの溝をその間に掘るとか、いろんな対策があると思いますけれども、そういう対策を今後とられるような考えはあるでしょうか、ないでしょうか。

○防災安全課長（石川幸一君）

お答えいたします。

今、議員のほうが想定されているようなことについては、今の計画の中ではございません。十分今後の防災対策の中で、どうした、いわゆるハード対策でどの範囲までハード対策をするのかとか、それに足りないところについては、ソフト対策といいますか、住民へのそうした避難行動とかそういったものを促す、そうしたソフト対策訓練とかを含めてするのかというところを見きわめていきたいと思います。どうしてもやっぱりハード対策になりますと、費用と時間がかかりますので、我々の部署としましては、特にソフト対策を中心にしていきたいと思っております。そうしたことで、現在のところは予定はないということで御理解いただきたいと思います。

○2番（橋本正敏君）

これは本当によく災害があった後に聞きますが、予想もしなかったとか、お年寄りに聞いて、私が生まれてから初めてだとか、そういう話を災害の後によく聞くんです。だから、これは起こる前に対策をとっておかないと、起こってからでは命にかかわることでございますので、ぜひ対策として何かハード面で手を打っていただきたいと、これは強く要望したいと思います。

それから、次に、ソフト面と言われましたけれども、この自主防災ですね、自助とか共助とかありますけれども、地域の方たちと一緒にあって、地震が起きたとき、水害が起きたとき、台風が来たとき、どんな方法で逃げるのか、どこに行くのかというものを地域で話し合っておくというのが大切なことだというのが、どの災害があった後でもよく言われることです。私たちの地域でも、年に1回、例えば、消防署の方たちを呼んで消火器の取り扱いとか、消火栓の扱い方とか、そういうことはやっておりますけれども、地元本当に帰って近所の集落ごとの話というのが、なかなか今でもできていない現状です。これをぜひ指導、強化していただきまして、自主防災組織をより身近なものに、皆さんが考えていただけるようなそういう育成を今後どのようにされていくのか、御質問します。

○防災安全課長（石川幸一君）

御説明申し上げます。

やはり橋本議員もよく御理解いただいていると思いますが、自主防災組織、いわゆる地域の助け合いと申しますか、そうした行政区だったり、自治会だったり、隣組だったり、公有した組織の中でのこうした自主防災組織のような共助的な組織というのは、大変災害が大きくなればなるほど、役割が大切になってきますし、力を発揮するところだと思っております。

消防団もございますが、やはりこうした地域の方々と消防団が点検をして、自分の地域は自分で守るということというのは大変大事でございます。多分、消防団も、いろんな訓練の中でそうした指導なり御協力はさせていただいていると思いますけれども、我々からも自主防災組織の皆様にも、こうした育成と申しますか、そうした面で年に一度は必ず訓練などをやっってくださいという働きかけをしております。まず、4月の区長会の区長さんの委嘱状交付式のときに、そうした補助金の説明をやったり、年に一度、防災訓練をしてくださいというチラシを配ったりしています。それにあわせて、防災研修会、講演会などを開いて、そうした自主防災組織の大切さなども訴えてきております。御存じだと思いますけれども、訓練に関しましては、市のほうから補助金を出させていただいておりますし、資機材の購入についても補助をさせていただいているところでございます。

やはり平成24年の災害後は、大変多かった訓練でございますが、最近少し、件数的には減っておりますので、改めてやはり昨年の大きな災害が近くの朝倉であったということで、皆さん多分、5年前の災害をまた思い出していただいていると思っておりますので、とにかく来年度も引き続き訓練をしていただくように働きかけをしていきたいと思っております。やはりそうした、まず、地域で自分たちでやろうという意識を持っていただくことが大事だと思っております。やはり周りから、せやんけん、訓練をせやんけんせやんちという話ではなくて、自分たちでやろうというような意識を持っていただきたいと思っておりますので、橋本議員もぜひ、地元のほうにも働きかけをお願いして、一応説明にかえさせていただきたいと思いません。

○2番（橋本正敏君）

この自主防災組織が、今後、重要なポイントになってくると思います。特に中山間地は、土砂災害で道路が寸断したり、電気が来なかったり、水道が来なかったり、そういったことが常に警戒されているところでございますので、そういった道が寸断されたり、電気が来なかったり、水道が来なかったりしたときの、近所の方たちで、どうやって数日間、救助が来るまでの数日間を生き延びていくかということ、やっぱり常日ごろからお互いに勉強しておかんと、いざというときには大変なことになりますので、ぜひ音頭をとってもらって、お茶1本でいいですので、そういう補助がなかなかその実費しか出ませんので、なかなか集まる機会というか、そういうものがないので、お茶1本出しますから、そういう話をしてくださいとか、そういうので集まっていたら、先ほどもありましたけれども、ハザードマップを真ん中に置いて、こことこことこが危ないから、もしここが崩れたときにはこっちへ逃げましょうとか、雨が多いときにはこのほうから土砂が来る可能性があるから、みんなこっちに逃げましょうとか、そういうのをお互いに日ごろから確認し合って、もし、はぐれた場合はここで落ち合いましょうとか、そういう細かいことを日ごろから知って

おくのが大事だと思いますので、この自主防災組織については、今後、より細かなところで集会とか勉強会をしていただいて、地域の方に防災の意識を高めていてもらいたいと、これはお願いします。よろしくお願いします。

それでは、防災のほうはこれで終わります、続きまして、鳥獣被害について御質問させていただきます。

鳥獣被害については、先ほど言いましたが、全国で大体200億円ぐらいの被害が上がっております。答弁でもございました、八女市は1億円だそうですけれども、イノシシ、アナグマ、カラス、ヒヨドリが大体主要な鳥獣被害の相手でございます。この中でイノシシが今一番問題になっておりますけれども、平成28年度が3,245頭、八女市で捕獲されております。3,000頭を超えるようになりました。その前までは2,000頭台でしたけれども、ついに平成28年に3,000頭を超えて3,245頭になったわけで、これは捕獲によってこれだけ捕獲ですけれども、実際に今現在、山の中に潜んでおるイノシシが、これでたくさんとれたから、今残っておるのが減ったのか、それとも全体がふえたからこれだけとれるようになったのか、それはどんなふうにお考えでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

現実、私のほうもそこらあたりは把握をしかねております。ただ、これは市長が委嘱をします捕獲員の方々が、やはり農林産物の被害を少しでも減らそうという意欲の中で、活発に活動していただいて、これだけの捕獲頭数実績が上がっているというところで判断をしているところがございます、これが実際にふえているのか、捕獲活動により減っているのかわかりません。また、有害鳥獣につきましては、移動もしますので、イノシシはあんまり極端には移動しないと言われてはいるんですけど、県境を越えての移動とかもちょっと考えられる範囲ではあるのかなというところで考えているところがございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

私も多分そうだと思います。現在、ふえておるのか減っておるのか、誰にもわからないという、つい、きのうのテレビでも、ある地区が一生懸命捕獲をしたら、その隣の地区がふえた。今まで出やらんやっところにもイノシシが出てくるようになった。でも、イタチごっこというか、こっちを捕獲すれば、イノシシは逃げて行って、隣のところに出発するごとなった。なかなか把握ができないでおる。でも、結果的には、それじゃとらんとこれは減らないと。とらないと被害は防げないと。ということは、今後ますますとること、捕獲に力を入れていかなくちやいけないという話になってくるわけですけれども、その前にちょっと、今、防護について、ワイヤーメッシュは1,597キロ、今皆さんで設置してもらって、イノシシを今とめているところではございますが、やはり一番最初、私は4年ぐらい前にワイヤー

メッシュの申請をして、いざ設置しましたけれども、そのときはかなり詳しく勉強会をしていただいて、こんなふうにつけたほうがいいですよというような話で、かなり一生懸命つけたんですけれども、ついことし、また補助事業でつけたところを見てみますと、私たちが勉強したのとはちょっと違うように、何か進化しているのかどうかわかりませんが、かなり簡単に取りつけてあるんですよ。支柱に何か所かワイヤーでくくりつけるんですけれども、私たちのときはなるべく下にこれをつけなさいと、めくり上げるから、下のほうにつけてめくり上がらんようにしなさいとか、なるべくくいを深く打って、浮き上がらんようにしなさいとか、そういうふうな指導が実はありましたけれども、つい最近、近所のやつを見ると、簡単です。ただちょこっと打って、ただ立っているだけというようなワイヤーメッシュの設置の仕方でございます。先ほど答弁にもございましたけれども、ちゃんと渡すときには勉強会なり、そういう本なりを渡して、これでやってくださいという方法をしていますということがありましたけれども、実際、そういった方々がされたところに限って、下から入ったり、壊されたという、結構そういう人がつくったのに限ってそういう被害をこうむっているのがあるようです。ですから、この指導方法をもうちょっと厳格にさせていただきたいと思うんですけれども、実は先ほど言われたこういうマニュアルを、私、窓口でいただきましたけど、これを持っている人というのは、大体確実にこれが渡っているかどうか確認というか、勉強会というのはどのような方法で行われているのか、具体的にお願いします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

実は八女市の設置方法につきましては、納品時に業者のほうに特に専門的にわかっておりますので、業者が納品するときには、申し込みをされた地区の代表者あたりなりが引き取りに見えておられますので、そのときに設置の仕方等々を指導していただいているところでございます。

最近が簡単になったといえますか、そう言われていますけど、設置方法については、以前と変わらないような形で指導はしているつもりでございます。あわせて、最近先ほど言われましたように、設置後のイノシシが曲げたりとか、例えば、下を掘って侵入したりとか、そういう事例もございますので、これは昨年から、先ほどお手元に議員が持たれているイノシシ侵入防止柵の設置管理マニュアルという形で、設置の方法とか、もっと入りにくくするために、例えば、トタンとか目隠しをすとか、そういった部分での管理マニュアルといえますか、それから、イノシシの習性等々を記載しまして、現在は各支所も含めまして、窓口のほうに置いているところでございまして、平成28年から申し込みをされたところには行き渡っているかなとは思っておりますが、今後さらに、このマニュアルもホームページ、今現在載せておりませんので、ホームページ等に載せて、もう少し周知徹底を図りたいとい

うところで考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ぜひこれは徹底していただいて、やはり文句言われる人に限って、俺はちゃんとしとったと言わっしゃる方が多いんですよ。ところが、実は行ってみるとそうでもなく、さっき言ったみたいに、固定するところを結構上のほうで、なぜかというたら、皆さん、高齢で腰を曲げらっしゃれんで、下のほうに取りつけたら腰が痛くなるけんが、上のほうで巻いてあるんですね。だから、そういうことじゃなくて、イノシシはほとんどが下からくぐって来ますので、めくり上がらんようになるべく下で結ぶというのが原則でございますので、そういう細かなところを徹底していただけると、より確実に防護柵が行き渡った意味がございますので、よろしくをお願いします。

修理も、皆さんよく言われます。うちは入ったけん、もうだめだと。もうどんなに修理してもまた隣から入ってくるけん、イタチごっこで、もうやめたと言わっしゃる方がよくおられるんですよ。じゃなくて、これはイノシシも、向こうも生きるために必死でございますので、こっちも生きるために必死でございますので、そこはお互いに頑張ってくれと、肩をたたくような感じで一生懸命これは御指導をよろしくお願いいたします。

それから、この補助事業でございますけれども、この補助事業を受けるために要件が幾つかございます。それで、その要件が、今の私たち農業者にとって、ちょっと受けにくいような形になっていると思います。それはこの方法が、大体補助事業は3軒共同と、1人では、単独では補助事業は受けられないというのが大体国、県、市でもほとんどそうでございます。ということになりますと、先ほど言ったワイヤーメッシュでもそうですが、1回、例えば、四、五人である面積をくくった後に、放棄地がそのちょっと隣ぐらいにあつて、新しい新規就農者がそこを基盤整備して頑張るということでやり始めたときに、実は1軒しかないから、あなたのところには実費で全部補助は受けられませんよという話になるわけです。ですから、やっとならから始めるこういう若者にとって、初期費用というのは、大体手持ちがない人がやり始めるんですから、こういうところに補助事業が行くような体制というか、考え方に変えてもらえないものかどうか、お聞きいたします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

先ほど言われましたワイヤーメッシュ柵につきましては、鳥獣被害防止総合対策交付金というところで、国の補助事業を使って、現在設置を平成23年度から進めているところございまして、その中の補助要件の中に、確かに議員おっしゃるとおり、受益戸数が3戸以上の施行要件という部分がございます。国としての方針が、説明会のときに説明を受けた段階では、やはり地域ぐるみの連携において、被害防止対策や設置後の維持管理を行って、それが

効果があらわれると、地域ぐるみの連携というのを非常に強調されまして、なかなか国の補助事業でございますので、この受益戸数が3戸以上という部分の要件というのは、今まで市としてもそういった要件緩和の要望等々は、今までずっと行ってきておりますが、なかなかそこらあたりが緩和されないというのは事実でございます。そういったことも含めまして、なかなか今先ほど議員が言われましたように、1回設置したところにまた新たな方が来られてという部分は、それはケース・バイ・ケースでできるできないというのは、ちょっと私たちも判断しかねますので、そこらあたりは県にそういうケースがあれば、御相談があれば、県のほうに問い合わせをして、できない分はできない、できる分はできるということで判断をしていきたいと思いますが、そのほかには市でワイヤーメッシュの、これは3割補助でございますが、市の単独で、これはお一人の方でも1戸の受益でも受けられますので、限度額はございますが、そちらのほうをなるべく活用もしていただきたいと、併用してですね、そういうことで考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ぜひ若い人たちが今後また戻ってきて、Uターンしてやり始めようという意欲のある人たちを意欲をなくさせないために、ぜひ後押しをしていただきたいと思います。

また、もう一つの事例がございまして、3軒共同というのがありまして、3軒がつながってないといけないという要件がございまして、そのつながっていないというのは、隣同士でないといけないということですが、その間に道があつたりするぐらいは、それはそれくらい認めますということですが、ちょっと離れとった場合は認められないということで、そのちょっと離れとった距離というのは具体的にどのくらいの距離が3軒共同の場合はあるのでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

議員おっしゃられますように、飛び地といいますか、の部分では、明確なあれはありませんけれども、規定といいますか、極力飛び地が発生しないように、国の方針としては全体的に囲んでくださいというのが最初の段階でございます。中には、ただ農道が走っていたりとか、市道が走っていたりとか、谷や河川があつたりとか、そういった部分での飛び地はある程度認められますよというところで市のほうは指導を受けておりますので、明確なその距離が100メートル以内とかというところはございせんが、私たちが理解している部分では、あくまでも道路の幅員とか河川の幅員とかいう部分での解釈で現在取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

これは本当に、若い人たちがやっとなり帰ってきて始めようかというときに、ちょっと離れとるけんが、3分の1の補助しか受けられないということになると、ちょっと苦しい面がございますので、なるべくその辺は大目に見ていただいて、よろしく願いいたします。

それから、次に、猟友会と捕獲団体との連携についてですけれども、今、市から猟友会にまずどのくらいの補助というか、年間いつているのか、その辺わかりましたら。それからまた、イノシシ1頭当たり幾らとか、アナグマが幾らだとかという数字がたしかあったと思いますけれども、わかりますでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

猟友会への補助ですね、これにつきましては、毎年、市の補助金によりまして交付要綱をつくっておりますが、捕獲員、市長が捕獲員として認めた猟友会員ですけれども、につきましては、1人頭10千円、現在、平成29年度現在では、八女猟友会、それから八女東部猟友会合わせて218名の捕獲員がいらっしゃいますので、2,180千円というところで活動の補助金を出しているところでございます。

あわせて、市の単独でいきますと、捕獲等におきます奨励補助金、これはそれぞれの獣類、鳥類で分けておりますが、イノシシにつきましては、猟期外であれば12千円ですね、猟期内はほとんど全部半分、その2分の1ということで決めておりますので、あと鹿に対しても12千円でございます。猿につきましては50千円でございます。アナグマ、タヌキ、キツネが5千円、それから、カラス、ヒヨドリ、ムクドリ、ドバトですね、カラスにつきましては1,500円で、ヒヨドリ、ムクドリ、ドバトがそれぞれ1千円という単価で補助金を交付しているところでございます。先ほど言いましたけれども、猟期内につきましては2分の1というところで補助金を交付しているところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

ここで、猟友会がよく言われますことに、猟友会が高齢化で人が少なくなってきたと。イノシシをとる数、とりに行くのが、イノシシの箱わなに餌をまきに行くのが大変だとか、そういう話をよく聞きます。それで、ほかの捕獲団体と書いておりますけれども、ほかにNPO法人だとか、自分たちでとか、個人でとるという狩猟免許を取った人がこの猟友会のほかにおられるということでございますが、例えば、市民の方から、うちの周りにイノシシが来たから駆除してくれとか、とってくれとかいう案内が来たときに、猟友会の方に多分連絡がいつて、そこに行ってくださいということになると思いますけれども、実際にその近所に、猟友会には入っていないけれども、そういう捕獲をする狩猟免許を持った人がもしおられた場合、そういう方にもちょっと頼んで、猟友会の負担を減らすということができると

かできないのか、その辺の連携はどのようになっているのかお聞きします。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

今の点について御説明をいたします。

今、議員おっしゃられた猟友会以外の方というのは、自営の方ということの判断でよろしゅうございますか。（「はい、自営の方と辺春のほうで地域振興会議でとってある……」と呼ぶ者あり）

特に自営の箱わなの方につきましては、これは全部有害鳥獣駆除にしても、狩猟にしても、法律で縛りがございまして、特に農林業がみずから行う自営、箱わなという免許を持った方というのは、実は自分の農地か自分の農地に近い茂みとか休耕農地とか、そういう部分にしか自営の方は箱わなを設置することができません。ですから、例えば、隣の人が頼まれたにしても、実際に有害駆除として捕獲をするのであれば、必ず市長が委嘱した捕獲員ということで猟友会の方なんですけれども、そちらにお願いして捕獲をするという形になってきます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

それでは、猟友会の方々が、今度高齢化で少なくなっているということです。それで、先ほど一番最初にありましたけれども、とらんと減らんという理屈でしたので、この猟友会の方が減るということは、今後ますますイノシシがふえていくという形になるのは目に見えておりますので、この辺の強化をするためには、猟友会の方をふやすか、何か策が要ると思えますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

策といいますか、これは実は狩猟免許が必ず必要になってまいります。捕獲をする人が免許を取られる部分で、必ず試験がございしますが、その試験については、八女市のほうからも以前、極力要望して、免許を取られる方の試験の回数をふやしてほしいという要望をした結果、数年前から福岡県内で年4回ですね、前は2回か3回だったと思いますけれども、そこからあたりをふやしてもらったという形跡があります。そういった試験をふやすことで、もちろん、後継者といいますか、捕獲員の方をふやしていくという形もでございます。最近では、自営、箱わなをとられた方について、もちろん猟友会のそういった捕獲員の高齢化というものもありますので、猟友会のほうにも入っていただけませんかというお願いをする中で、自営の方も八女東部の猟友会とか八女猟友会のほうに加入をされるというところで、徐々にちょっと若い方はふえている現状であります。ただ、極端に大きくふえるところではございませんけれども、そういうことでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

これは先ほども言ったように、猟友会の方をふやすのが一番捕獲にはつながりますので、例えば、猟友会のほうに補助金をふやす、そしてたくさんの方にそっちのほうに入ってもらい、そういうふうないろんなやり方があると思いますけれども、そっちのほうにもう一度検討していただいて、猟友会の方をふやすという努力をしていただきたいと思います。

それから、最後になりますが、今のを踏まえまして、今度はとるほうは猟友会の方の、例えば、箱わなとか銃とかそういうものだけじゃなくて、今注目されておりますのは、I o T、I C Tの導入でイノシシを効率的にとるという、今、注目された分野がございます。それで、このイノシシの被害が深刻化している要因に上げられるのが、イノシシが生息する生息域がふえた、耕作放棄地が増加してそれがふえた、高齢化する猟友会の方たちが減ったということがございます。それに対応するためにはどうするかという国で考えたのは、やはり箱わななどの見回りを強化する。箱わなをどんどん設置する。しかし、ふやせばふやすほど人手が足りなくなるので、それを効率的にふやすためには、このモノによるインターネット、あるいは情報通信技術のインターネットを使ったイノシシの捕獲に乗り出すしかないだろうという方向で、今ちょっと注目が集まっております。

先日、私たち建設経済常任委員会でも、長野県の塩尻市に行つてまいりました。そして、最近では11月24日付の農業新聞に、熊本県で82人の若手農家がこのI o TとかI C Tに挑戦して、センサーカメラを10台自分たちで購入してイノシシを捕獲しているという農業新聞にも載ったところです。

それから、近隣では、熊本県の高森町、それから福岡県の直方市でも総務省のI C Tまち・ひと・しごと創生推進事業というものを活用して、I C Tを箱わなに導入して、イノシシが箱わなに入ったときには無線で携帯電話に送信して、今とれましたよというのが入って、それからそのときだけ行けばいいという、導入したその効果が出てきたと。見回りが少なくなって、餌やりの回数も減ったというようなことがありました。これをぜひ、部分的でもいいですから、最初は試験的でもいいですから、これをまず取り入れて、実際に八女でどれほど効果があるのかというのをぜひ実験実証していただきたいと思いますけど、その辺はいかがでしょうか。

○林業振興課長（若杉信嘉君）

御説明いたします。

I C T等々の活用による捕獲活動というところでの、冒頭に市長職務代理者副市長のほうから若干御説明がございましたが、うちのほうとしても、一挙ではございませんが、イノシシ捕獲監視システムということで、先ほど箱わなにそういった発信機を、そのわながおいたら、携帯に通知するとか、そういうものとか、あとはドッグナビ、これは捕獲のほうですけ

れども、猟犬の首輪につけて猟犬の居場所をして捕獲に活用するとか、一応そういった部分での試験的な検証はしております。ですが、実は先ほど監視システムにしても、箱わなを設置する場所が、きのうの一般質問のお話ではございませんが、携帯が入らない地域だったりとか、そういう場所にいたりとか、そういう部分でのちょっと弊害が出てきておるところでございます。うちのほうとしても、さまざまなICT関係の、大規模なものになりますと、かなり経費がかかってきますので、小規模のものについては極力検証という形で数台取り入れて今後もやっていきたいとは思っておりますが、いずれにしても、そういった部分での検証をほかのもっと先進地といいますか、そういった部分のほうを吸収しながら、捕獲員の皆さんの御協力を得て、ちょっと検証は進めていきたいとは思っております。ただ、今後には、イノシシ用の箱わなとかは計画的に導入をしていきたいというところを考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（橋本正敏君）

イノシシは今後ふえていくけれども、とる人間は減っていく。そしたら、やっぱりこういう技術を使って捕獲するようになっていかんと、今後はますます増殖していくイノシシに対抗することはできないだろうと思っております。中山間地の農林業が今後も持続発展して、そして後継者が数多く残り、また戻ってきて、耕作地を守って残していくためには、また、そして住民がより安心して安全で生活していけるように、ますます御尽力をお願いしたいと思います。

このICTの事業を取り入れてもらうように強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（川口誠二君）

2番橋本正敏議員の質問を終わります。

2時55分まで休憩します。

午後2時41分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（川口誠二君）

休憩前に引き続き再開いたします。

8番伊井渡議員の質問を許します。

○8番（伊井 渡君）

皆さんこんにちは。本日のラストバッターとなってしまいましたが、頑張りますので最後までよろしくお願い申し上げます。

私、ことしの8月でございましたが、ある作業中にアキレス腱を切ってしまいました。ということで、入院をせねばならなくなったわけでございますが、実はもう1年半ぐらい前か

ら血圧が下が90台、それから上が140台になってしまい、それで減塩対策といいたいまいしょうか、うどんとかラーメン、そういったものを半分しか吸わないなど、注意はしていたんですが、なかなか血圧が下がらず、しかし今、入院をしまして、1週間もたたないうちに血圧が下が80前後、上が120前後になってしまい、まさか食事療法だけでこんなにも効果があるとは思っておりませんでしたので、本当にびっくりしました。今思えば、アキレス腱を切ったよかった、入院してよかったとも思っているところでございます。

それでは、通告をしておりました職員の平均年収約6,100千円、それから福利厚生費を含めましたところの年間人件費8,800千円は高過ぎではないか。

固定資産税の滞納者1,225名、それから市県民税の滞納者956名、国民健康保険税の滞納者981名おられますが、こういった方々は、生活が苦しくて払えない状況に陥ってられるとは思われないか。

職員の年収、人件費等を本来あるべき市内の給与所得者の水準に適正化を行い、その財源で償却資産税の廃止、それから固定資産税、市県民税の3割程度の引き下げ、そして市には嘱託の非正規職員、常勤でございますが、60歳未満の方が180名ほどおられるということでございますので、そういった方々の正職員化を進めていくべきではないかということで質問をさせていただきたいと思っております。

以降の質問に関しましては、質問席よりさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○市長職務代理者副市長（中園昌秀君）

8番伊井渡議員の一般質問にお答えをいたします。

1、市職員給与、人件費について、(1)市職員の平均年収約6,100千円、同年間平均人件費約8,800千円は高すぎではないかという質問でございます。

このことにつきましては、これまでの定例会においても御答弁いたしておりますので、繰り返すことになるかと思いますが、再度御説明を申し上げます。

公務員は、全体の奉仕者として公共の福祉のために働くという特殊性から、憲法で保障されている労働基本権の一部が制約をされ、その代替措置として、国の人事院や県の人事委員会の給与勧告があります。本市を初め、全国のほとんどの市町村は人事委員会を設置しておりませんので、民間の給与水準に準拠した人事院勧告等を尊重するとともに、他の地方公共団体との均衡を図り、これらの内容を反映した職員給与条例を市議会で議決いただいております。今後とも適正な給与水準の確保に努めていきたいと考えております。

次に、(2)固定資産税滞納1,225名、市県民税滞納956名、国民健康保険税滞納981名は、税金を払わないのではなく、生活が苦しく払えない状況におちいつているとは思われないかという質問でございます。

税金は、財政運営の根幹をなすものであり、まちづくりに欠かせない重要な財源であります。

本市において、平成28年度分の市税の収納率は98.6%となっており、ほとんどの方々に納付いただいております。

一方で、滞納されている方もわずかにおられますが、払える資力があるにもかかわらず納付されない方と、納税の意欲があってもどうしても払えない方がおられると認識しております。こうした方々には、納付のお知らせ、催告書、広報等で納税相談の案内をいたしております。この納税相談により、直接面接する中で収支状況や納付できない事情等を詳細にお尋ねしながら、きめ細やかな対応を心がけております。

(3) 市職員平均年収、人件費を市内給与所得者水準に適正化を行い、その財源で固定資産税、市県民税の大幅（約3割）な引き下げ及び償却資産税の廃止を行い、苦しい生活を余儀なくされている市民の負担軽減を計るべきではという質問でございます。

先ほど御答弁しましたとおり、市職員給与については、民間の給与水準に準拠した人事院勧告を尊重し、適正に決定しております。また、税率についても市議会の承認を得て改正しており、市職員給与の問題とは切り離して考えるべきものであると認識しております。

(4) 又、市の常勤の非正規職員の正職員化を計るべきではという質問でございます。

当市における非正規職員として、臨時職員と非常勤嘱託職員を任用しております。いずれも行政運営には欠かせない職員ではありますが、正規職員とは期待する役割が違っております。臨時職員は、主に育児休業をとっている職員の代替や業務の繁忙期に任用するもので、嘱託職員は資格の必要な業務や専門的な知識や経験を必要とする業務、あるいは本庁と出先機関の文書集配のような継続的に行う必要のある業務で、必ずしも正規職員が行う必要のない業務などを担当しております。

正規職員は、担当業務に従事させるだけでなく、人事異動を重ねながらさまざまな経験と知識を身につけさせます。これは業務に関する法令や社会情勢、財政状況、過去の経験などをもとに広い視野から適切な判断ができる人材を育成するためであり、こうした経験を積んだ職員が市の行政を担っていくこととなります。このため、採用時から基礎的な学力だけでなく、発想力やコミュニケーション能力などを図って採用しているところでございます。

こうしたことから、非正規職員と正規職員は明確に役割と雇用条件が異なるものであり、いついつに正規職員とすることは難しいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○8番（伊井 渡君）

それでは、まず地方公務員であります市職員の年収、人件費等、本来どうあるべきかというところから入っていきたいと思いますが、総務省は地方交付税がそういった職員の方々

の年収、人件費に充てられているということもあって、新地方行政改革指針、この中におきまして、厳しい地域経済を背景に、地方公務員給与が地域民間賃金等の状況から乖離しているのではないかという厳しい批判があることを踏まえ、給与改定に当たっては地域の民間給与の状況をよりの確に反映し決定できるよう、また、地域における職員給与と民間給与の官民格差をより一層正確に算定できるよう取り組むこと。そして地方公務員、これは全般にわたりでございますが、住民の納得と指示が得られるように給与制度及び給与水準の適正化を強力に推進すること。このように要請がなされております。

私もこの要請を読んだときに、まず国は地方のことが地方以上によくわかっていられる、そのように思いました。そして、ここに書かれていることを私たちが日ごろ使っているような言葉で簡単に解釈をすれば、地方公務員の給与が高くなり過ぎているという住民からの厳しい批判があるので、給与を改定する場合には、例えば、八女市職員の給与であれば、八女市市りの給与所得者の給与水準に適正化をなさい、つまり合わせなさいと書かれていると私は解釈をいたします。これを読まれた同じ市民の方も、私と同じように解釈をされると言われたわけでございますが、執行部としましては、ここに書かれておることに関しまして、どのように簡単に解釈をされているのか、まずそこらから尋ねたいと思います。よろしく願います。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

議員これまで9回ほど御質問していただいておりますので、それで、この件に関してもこれまでお答えさせていただいていると思っておりますが、それを踏まえたところで御説明させていただきます。

まず、御指摘の新地方行政改革指針、これについて簡単にお話させていただきますけれども、まず、これが出された背景は、平成16年度から18年度にかけて、国におけるいわゆる三位一体の改革、これが実施されまして、御承知かと思っておりますが、4.7兆円の国庫補助金の改革がされたと、また3兆円の税源が国から地方へ移された。それから一番大きな話で地方交付税で5.1兆円の削減がされたということで、大変地方財政が厳しい状況になったという背景がございます。それを受けまして、総務省が地方財政のあり方という形を一定示したということでございます。

内容といたしましては、平成17年度から21年度までにかけて集中的に取り組みなさいということで集中改革プランと名づけて、それぞれの自治体に取り組みを要請したということでございます。具体的には例えば、民間委託の検討でありますとか、指定管理者制度の活用でございますとか、地域協働のまちづくりの推進、また行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする行政組織の構築、それから定員管理の適正化、議員御指摘の給与の適正化、また、

公正の確保や透明性の向上、あと電子化、そういうものを幅広い分野での行政改革といいますか、行政の見直しをやりなさいというのがこの指針の考え方でございます。

これを受けまして、八女市におきましても協働のまちづくりの推進でありますとか、事務事業の整理、合理化、また委託の検討と組織機構の見直し、御承知のとおり定員管理の適正化、それから給与の適正化、指定管理者制度の活用など、この指針が示すものについては取り組みをさせていただいているところでございます。

それで、議員御指摘の部分につきましては、そういう大きな幅広い改革の流れの1つの職員給与の問題でございますが、これは平成17年3月に出された指針でございます。これを受けまして、平成17年の国の人事院勧告、これの中で地域における公務員賃金水準の見直しということが大きく出されておりました、民間賃金の低い地域では公務員給与水準が民間賃金を上回る状況が生ずることになっているということをつまみまして、それまで全国共通に適用される給料表を維持しながら、そういう民間賃金との兼ね合いを考えて地域ごとの民間賃金の格差を踏まえ、地域の民間賃金がより適切に反映されるような給与水準の引き下げを行うと。その一方で、民間賃金水準が高い地域には地域間調整を図るための新たな手当を創出するというところで、全国の民間賃金のバランスをとろうということを中心に国は打ち出したものでございます。

基本的には、公務員の給与といいますのは、職務給の原則というのが基本にございまして、どこで勤務をしても基本的には同じ職務、職責であれば同一という考え方でございましたが、それを一定修正をかけるという形で、地域に応じた民間賃金の反映をさせるということの考え方が出されたわけでございます。

これを受けまして、御承知のとおり、平成18年度から給与構造改革という形で給与水準の平均の4.8%、高年齢層では7%引き下げをします。それとあわせて地域手当というものを創出して地域間の給与水準のバランスをとることがなされたわけでございます。その流れの中で、各地方の人事委員会も同様の考え方を持っていてそういう給与構造改革に取り組んだということございまして、そういう部分を指してこの指針については、そういう民間賃金、公務員の賃金のあり方の指針といいますか、考え方を示したものであるということでございます。

あわせて、平成27年度からも給与の総合的な見直しということが行われておりました、これにつきましても給与水準を平均で2%、また高齢層では4%引き下げを行っているということで、全国的に国、地方あわせてそういう減額措置をとっているということで、八女市につきましてもそういう形で、国、県に準拠した形でこういう制度を取り入れるということで、この指針の示す民間賃金に対する給与水準の減額措置についてはさせていただいておりますので、そういうことで新地方行革指針の趣旨については対応をしてくれていると、そのように

考えておるところでございます。

以上でございます。

○8番（伊井 渡君）

この新地方行政改革指針は、今言われましたけど取りやめにはなっていないわけでしょう、ずっと続いているわけでしょう、そこを尋ねたいと思いますけど。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

そういう通知の廃止ということにはなっていないと存じております。

○8番（伊井 渡君）

この要請の中に、給与改定においては地域の民間給与の状況をよりの確に反映し、決定できるよう取り組みなさい、このように要請がなされております。

この点については、どのように対応されているわけでしょうか。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

これにつきましても、これまでの答弁させていただいておりますけれども、基本的に人事委員会を置かない小規模な市町村、八女市等の市町村につきましては、民間の賃金を把握する、調査をするという権限というものを持ちませんので、基本的に国または県の人事委員会の勧告内容、それを準拠して給与制度を構築しているということでございます。

以上でございます。

○8番（伊井 渡君）

人事院勧告を尊重すると言われる回答でございますし、これまでもずっと一貫してそういった回答であられましたので、ここで人事院勧告について触れてみたいと思いますが、人事院勧告の中には、公務員の給与水準は民間の給与水準に合わせることを基本として行うとあります。どうしてそのような民間準拠方式をとるのかということに関しまして、その時々雇用情勢を的確に反映している民間企業従業員の給与に公務員給与を合わせる。すなわち世間相場に合わせることを最も合理的であり、かつ職員初め広く国民の理解を得ることができるからと書かれております。

私は人事院勧告の中で、この部分が最も重要な部分ではないかと思っております。こう書かれているから、職員の皆さんからも、市民の皆様からもこれといった批判が出ないと思っております。人事院の職員の方は、ここに書かれていることを忠実に守って調査をしていただきたい、そのように思うわけでございますが、そして、その後、人事院は企業規模50人以上、事業所規模50人以上の従業員を要する事業所、国内に5万数千の事業所があるそうでございますが、その中から無作為に抽出を行い、1万数百の事業所の4月分の給与手当等を人事院職員が実

地に出向き調査をしてあると載っております。しかし、今人事院勧告の中には、残念なこと
にここまでしか載っておりません。

では、実際人事院がどのような調査を行ってられるかということになってくるわけでご
ざいますが、皆様方にお配りしております第12表を見ていただきたいと思いますが、この第
12表が国が行われている分の福岡県分になりますが、県の人事委員会が調査をしております
478事業所の内訳になってまいります。この表には載っておりませんが、企業規模50
人以下の従業員数、福岡県におきまして、実に6割の方がここに該当されます。しかし今、
どうしたのか、ここからは全く調査がなされておられません。本当にいかがなものかと思
います。本来ならやはり、ここから最低でも5割、230ぐらいの事業所を調査しないことには、
私はやはり市民の納得は得られないと思います。

一方、企業規模500人以上の従業員数になってまいります、福岡県におきまして、わず
かここに該当されるのは1割程度の方です。それなのに、ここからは221事業所、パーセン
トにしまして45%近くも調査がなされております。人事院は本来、公務員の給与水準を民間
の給与水準に合わせることを基本として行うと言われながら、こんなにも給与の高い福利厚
生費の整った大企業に偏り過ぎた調査をされていられるということです。

ちなみに、今八女市におきまして企業規模50人以下の従業員数、全従業員の約7割の方
がここに該当されます。要するに、人事院勧告は八女市を全くもって反映していないとい
うことです。どうしてこのような人事院勧告を尊重遵守されると言われるのか、私全く理解が
できませんが、このような人事院勧告を尊重遵守されると言われる理由を、住民の方も納得
できるような理由を説明していただきたいと思います。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

人事院の民間事業調査、それから県の人事委員会の調査についての事業規模についてのお
尋ねだと思います。

まず、基本的に給与の比較につきましては、これまでもお話ししてきたと思いますけれど
も、給与決定の要素である職種でありますとか役職段階、年齢、学歴等、そういうものを考
慮して比較するというのが大原則でございます。そのため、公務と同種・同等であると評価
している対象をできるだけ広く把握すると。そのためには、例えば、部長、課長、係長など
の職名で勤務する従業員がいる企業の割合を一定程度把握する必要があるということでご
ざいます。基本的に50人以上という企業のくくり、これが役職層を把握できる規模であるとい
うことでございます。同種・同等比較の原則のもとでは、調査の正確性を確保するというこ
とと、できるだけ広く民間給与の実態を把握し、反映させるために現在の企業規模50人以上
とすることが適当であるということ、国のほうで考えられているところでございます。こ

れにつきましては、全国でいいますと現行63%ほどのカバー率となっているところでございます。

ちなみに、以前は企業規模100人以上ということで調査対応をしておりますけれども、平成18年調査から企業規模50人ということで、50人規模に引き下げた調査をされているということでございます。あわせて、調査対象産業に関しまして、従来は農業や林業、宿泊業、飲食サービス業と官民給与比較の対象としている事務、技術関係職種の従業員が少ないと考えられていた分野、それに対しても平成25年から調査対象に含まれていることで、そういうことで見直しをしながら幅広く民間の給与の実態を把握しているというところでございます。

それから、八女市との関係でございますけれども、この調査につきましては、国の人事院と県の人事委員会が合同で行っているというところでございます。調査規模が50人以上ということで、県内自治体60のうちのほとんどの自治体の職員数に見合った調査対象規模であると、従業員規模が自治体の対象規模と比較できるということがございます。それから、調査対象の県内2,490事業所のうち539事業所は無作為による抽出でございますので、この事業所の中には当然八女市内の事業所が含まれるということは十分に考えられておりますので、八女市の事業所が反映をしないということはいえないと考えるところでございます。

以上でございます。

○8番（伊井 渡君）

確かに、それこそ学歴で、それから今言われますように役職段階で、それから勤続年数で確かに給与等違ってきますので、そういったことに関して調査をされると言われることに関しましては、当然かなと思うところもございます。

しかし、先ほど申しましたように、人事院は本来、公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせることを基本として行わなければなりません。それなのに、余りにも今言いましたように大企業に偏り過ぎた調査をしております。

そういったことを考えますと、私はまだこういった同じ職種、そういった方々で調べられる段階においても、まだ不適切なことをされているんじゃないかという疑いというか、そういった疑いが残ってしまうわけでございますが、しかし、いずれにしましても、市職員というのは地方公務員でありますので、そういった職員の対象者というのは、市外の、それも大企業に偏った職員が対象ではなく、あくまでも市内の給与所得者を対象にそういったところを調査せねば意味がないと思いますし、また、住民からの納得も得られないと思いますが。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

不適正ということについては、まずは当てはまらないと考えておりますので、その辺はよろしく願いいたします。

先ほど申しますように、基本的に全国水準の行政サービスを提供するというところで私たち職員については日ごろから業務を遂行させていただいているところでございます。そのためには、基本的な職務給の原則というのがございまして、同様の職務については同様の給与水準といえますか、そういうことが基本的な考え方でございますので、先ほど申しましたように同種・同等の職務につきましては同等の給与水準という形で、国または県の給与制度について、給与条例という形で市民の民主的統制下にある議会の中で決定をいただきながら、そういう形で運用をさせていただいているというところでございます。よろしく申し上げます。

○8番（伊井 渡君）

やはり地方公務員であります市職員の年収、人件費と、やはり市内の給与所得者水準が適正である。それで住民の方々も納得されると思います。

それで、人事院勧告を尊重遵守されると言われることに対するの弊害について、ここで述べてみたいと思いますが、先ほど申しましたように、職員の年間人件費、福利厚生費も含めたところの年間人件費約8,800千円になっております。年収は約6,100千円です。そして、市内の給与所得者についてでございますが、皆様方にお配りしております第14表を見ていただきたいと思いますが、これが市内の給与所得者、それも全員の収入金額に関する調査であります。よって、私はこの表を使用することが一番よいと思っているわけでございますが、この表のほかにハローワークに行ったり、あるいは市内の事業所に行つて尋ねたりもしましたが、そうしますと、大体市内の非正規社員、常勤の方でございますが、最低年収大体1,400千円から1,500千円ほどのようです。それで、1,500千円未満の方に関しましては、パート、アルバイト、そういった非常勤の可能性があるということで、こういった方々はまずこの表から省き、そして市には市職員のほかに県職、国家公務員等おられますが、そういった数の把握をできませんで、市のほうに尋ねましたところ、いや、そこまでは把握をしていないということで、若干の誤差があるかもしれませんが、日本の人口1億2,700万人、八女市の人口6万5,000人、そして日本全国に約400万人の公務員がおられるようでございますので、その人口割合から計算をしますと、八女市に約2,000名の公務員がおられるようでございますので、この2,000名の公務員に市職員の平均年収約6,100千円を掛けて、除して、残った方々で計算をしますと、大体今市内の給与所得者の平均年収約3,600千円ほどのようです。福利厚生費につきましては、非正規社員の方々、常勤でございますが、退職金がございます。ということで、大体300千円から400千円ほどのようでございます。市内の常勤の正職員の福利厚生費につきましては、結構大きな事業所で1,000千円を少し超えるぐらいでございましたので、市内の給与所得者の平均の福利厚生費約800千円ほどではないかと存じます。そうしますと、市内の給与所得者の年間平均人件費約4,400千円ほどになります。先ほど申しました職員の平均年収約6,100千円、それから福利厚生費を含めましたところの年間人件

費8,800千円と比較しまして、実に格差は2倍近くにも達しているわけですが、これでもやはり職員の年収、年間人件費等高くなり過ぎている、市民に比べ格差がつき過ぎているとは全く思われないわけでしょうか。

○人事課長（原 亮一君）

御説明いたします。

国のほうでは官民給与の比較方法の在り方に関する研究会というのを平成18年に設けまして、その中で議論をしているようでございますが、その中では、通常一般に公表されている民間給与につきましては、例えば、賃金構造基本調査、いわゆる賃金センサス、または国税庁の民間給与実態統計調査などにつきましては単純な民間賃金の平均値でございまして、調査対象の従業員の範囲が異なったり、主な給与決定要素である職種、役職段階、年齢、学歴等、こういうものを考慮していないということから、賃金水準が比較算定されているという考え方を持っているところでございます。

議員の御指摘でございますけれども、これまでもこのお話はいただいておりますので、それにつきましても同じような回答をさせていただきますけれども、議員の主張されますことにつきましては、市内給与所得者の平均年収をいわゆる14表から1,500万円以下を除いて、さらに市内の公務員の収入に当たる部分を差し引かれて平均を出されるという算定をされておりまして、確かに1,500千円以下は除かれておりますが、1,500千円を超える階層のところにも、例えば、アルバイトの方々とか、農業の専従者給与をもらえる方や非常勤の特別職の方々の報酬とか、常勤の正規職員以外のいろんな方の収入が入っているところでございます。つまり、パート、アルバイト、日雇い方の賃金等も含まれているということは現実でございます。それから、調査期間の途中、年度途中の就職者、退職者という部分も含まれております。さらには、税理士や医師などの事業所得の申告の関係でカウントされないという部分もございまして、そういうことも含めますと、市職員の給与として議員がお示しされている給与、これにつきましては正規職員の部分のみを捉えてあるところでございます。

先ほど言いましたように、14表の給与取得者につきましては非正規職員なども含まれているということございまして、これまでも申しておりますとおり、市職員給与とこの14表を単純に比較すること、それについてはまず無理であろうと考えております。議員が主張される場合、仮に比較をするという場合におきましても、市職員につきましても臨時嘱託職員を含んだ比較になるべきだろうということございまして、先ほどから何度も申しますように、正しい比較というものにつきましては、同種・同等比較の原則によりまして、人事院や県人事委員会の勧告が基礎としておりますように、職種、年齢、経験年数、学歴等を照らし合わせて、そういう業務内容を照らし合わせての正規職員で比較をすべきであるだろうと考えているところでございます。

以上でございます。

○8番（伊井 渡君）

非正規職員は、私たち公務員の対象相手ではないと言われていたと思いますが、この戦後、バブル崩壊以前、こういった非正規社員というのはほとんどおられなかったと思いますが、私は常勤の非正規社員の方々、そういった方は当然税金を払っておられます。そういった方々を対象外とするのは、また、こういった非正規社員の方々がこんなに4割近くにもなったのは、私たち行政を行っている者についても責任があるわけですので、そういった非正規社員を入れないというのは、私は市民の納得が得られないと思いますが。

○人事課長（原 亮一君）

御説明申し上げます。

今説明させていただきましたのは、いわゆる14表の平均年収と正規職員の賃金、これについてを比較されるということで議員の主張をおっしゃいましたので、それをする場合につきましては、当然14表には非正規も含まれるという金額でございますので、それを比較するというのであれば、職員の比較対象についても非正規を含めるべきだろうということを申しただけでございますので、非正規の方を入れないというような趣旨で御説明したわけではございません。あくまでもそういう比較をされるということであれば、そういうことではないかということをお話をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○8番（伊井 渡君）

このことについては、もう少し述べたいと思いますが、ぜひ非正規社員の方々は、好きで非正規社員になっているわけでもございませんし、税金を払っておられるので、ぜひそういった方々も、私は職員の給与等の対象とするべきだと思っております。

それでは、市税の滞納についてお伺いしたいと思います。固定資産税の滞納者1,225名、それから市県民税の滞納者956名です。こういった税金、払わなければ、まず督促が来ます。それでも払わなければ差し押さえをされます。それでも払わなければ競売にかけられたりして財産を没収されるわけですが、誰だって財産を没収されたくはありませんし、また、そういった財産が先祖伝来受け継がれてきたものになりますと、なかなか自分の代で失うということもできませんので、ほとんどの方がこういった税金をかけなければいけない、そのように思っているのではないかと思います。

一方、国民健康保険税につきましても981名の方が滞納されているわけですが、この国民健康保険税につきましても、人間は本当に生身でございますので、いつ何時大けが、大病を患うかわかりません。そういったときに、窓口で全額を払わねばならないとなると、とてもできませんし、また、お医者さんに診てもらえないという可能性も十分にあります。

それで、こういった国民健康保険税だけはほとんどの方が払わねばならない、そのように思われていると思います。しかし、現実に関心にも多くの方が、1,000名近い方が滞納されていることに関し、先ほどの市からの答弁は、税金の収納率は98%とか、そういった数字が出てきましたけど、市としまして、こういった滞納者、こういった理由で滞納されているのか、生活が苦しくて払えない状況に陥っているとか、そういったことは全く思われなわけでしょうか。

○納税課長（川島幹夫君）

お答えいたします。

現在、八女市の滞納者数を申し上げますと、平成29年5月末で4,339名の方が滞納者と把握をいたしております。その中でも、約36%の方が分納中でございます。この方は納税相談に来ていただいております。納税相談に来ていろんな話をして、そして、じゃあ分割をしようということで、分納の制約をいたして1年、あるいは2年をかけて納税をしていただいているところでございます。

実は、52%の方が督促、納付のお知らせ、催告書を送っても何の反応も示さないと、電話もかけられない、納付もされない、納税相談にも来られない。納付のお知らせでもぜひ相談に来てくださいという文書を差し上げておりますが、全く反応がないといった方たちが52%おられます。ですから、まず滞納されたらぜひ納税相談をしていただきたいということで、私たちもそういう環境づくりをしているところでございます。実際、滞納者とコミュニケーションをとりながら、こういった内容かということも私たちも把握しないと完納への道が開けませんので、そういう形で、まずは納税相談に来ていただくということに力を入れていきたいと思っております。

以上です。

○8番（伊井 渡君）

私が尋ねておりますのは、当然市役所のほうに滞納者は来られる。またいろいろ話とかをされる中で、実は私の知り合いが、やはりこの不景気ですので、なかなか事業等うまくいかなくなってしまい、数カ月ほど前に保険を解約されました。その数カ月後に実はけがをされて、もう国民健康保険税も払う余裕等があられませんでしたので、病院にかかろうとしてもかかれず、やっと1カ月の短期保険証だけはとられましたが、その1カ月間だけ治療をして、それ以外はもうとうとうしようがないということで諦めた方がおられたわけですが、私が尋ねておりますのは、その滞納者がこういった理由で滞納されているのか、生活が困っているから滞納されているんだとか、そういったことは全く思われなわけでしょうか。

○納税課長（川島幹夫君）

お答えいたします。

先ほども申しましたとおり、4,300人ほどの滞納者がおられまして、その全てを私たちが中身を把握するというのはなかなか難しいことです。

ですから、先ほど申しましたように、財産を調査している方がおられるんですね。この方たちについてが、納付のお知らせなり催告書を送っても何の反応も示さなかった。そういう人たちについて財産の調査をして、そして差し押さえをするということですから、なかなか納税に対する意識が低いとそういった形で差し押さえまでいってしまうんですね。まず督促状を最初送りますが、その後、納付のお知らせを年に4回ほど送っております。その後、催告書も送ります。その間、何も反応がないとなると、なかなか私たちも、どうやって調査するかというのがありますが、当然預金調査、あるいは給与の調査をしながら、財産があれば当然差し押さえをするという形になります。当然、生活が苦しくても食事を少なくしていても、経費を減らしながら税金だけは納めにやいかんと言いながら、一生懸命納税してある方もおられます。ですから、そういう方たちの納税意識に悪影響は与えないように、私たちも努力をしているところでございます。

○8番（伊井 渡君）

それでは、生活が苦しくて税金を払わねばいけないとは思っているけど、払えない状況に陥ってられる、そういった方々はおられないと思っていられるということでしょうか。

（「そんなことは言いよらんめえが」と呼ぶ者あり）

○納税課長（川島幹夫君）

先ほども申しましたとおり、払いたくても払えない人もいます。払われるのに払わない人がいるということです。ですから、あくまでも納税に対する誠意を見せてほしいということになります。当然、個人の生活を守るのが私たちの仕事ですから、最低限の生活については私たちは守るということの権利がありますので、そこら辺は当然配慮をしながら滞納整理を続けているところでございます。

○8番（伊井 渡君）

それでは、次の質問に移りますけれども、やはり市職員の年収、人件費と、私は市内の給与所得者水準でないと市民の納得は得られないと思います。

そういった観点から次の質問に移っていきませんが、市職員の年間人件費、先ほど申しましたように約8,800千円近くにもなっております。一方、市内の給与所得者の年間人件費でございますが、約4,400千円ほどになっております。格差は実に2倍近くにも達しているわけでございますが、現在は2倍近く、約4,400千円近くにもなっているわけでございますが、現在、市には市役所の中に正規の職員、五百数十名おられるようでございますが、そのほかにも市職員に給与が準ずる一部事務組合、あるいは外郭団体、そういったところの職員を合わせますと、市内には約700名の職員がおられるのではないかと思います。こういった700

名の市職員の年収、人件費等を本来あるべき市内の給与所得者水準に適正化をすれば、28億円から29億円近い財源が確保できます。ちなみに、八女市の固定資産税収は約33億円ほどでございますし、市県民税収約25億円でございますので、これでは市民の皆様は本来払う額の2倍近い固定資産税、あるいは市県民税を払っていると言っても私は過言ではないと思います。

それで、まずこの28億円から29億円のうちの25億円ほどを使用いたしまして、固定資産税のうちの2割程度を占めております償却資産税、以前から思っておりましたが、この償却資産税につきまして、どうして大幅な減収に陥っている、中には赤字に陥っている、あるいは休業、廃業に追い込まれている。そういったところにも一律に課税をされるのは余りにも非情ではないかと思えます。再起の目を摘んでしまうことにもなりますし、設備投資の足かせになっているというのも事実でございますので、まずこの償却資産税を廃止し、そして残った財源で固定資産税の3割、それから市県民税の3割程度の引き下げを行い、今申しましたように税金も払うことができないなど、本当に苦しい生活をされている市民の皆様方の負担軽減を今こそ図るべきではないかと思えますが、そのようには思われませんかでしょうか。

○税務課長（堤 英利子君）

お答えいたします。

今、議員のほうより具体的な数字を述べられましたけど、その前に少し、そもそも地方税法におきまして、課税客体であるとか納税義務者であるとか、課税標準等につきましては一義的に定められております。なぜ全国一律の地方税制を基本とするのかでございますけど、これが例えば、自治体ごとにさまざまな課税を独自に推し進めた場合につきましては、国全体で見た場合、税制がまちまちになりまして、住民の税負担が甚だしく不均衡になることを防ぐためだと思われます。例えば、今おっしゃった中で3割に減らすという部分でありましたら、市県民税と考えましたときに、八女市は標準税率の1.4を採用しておりますけど、その7掛けということになりますと、0.98ですかね、とにかく標準税率より下がった金額になりますけど、（224ページで訂正）標準税率と申しますものは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいいますということで、総務大臣が地方交付税の額を定める際に、基準財政収入額の算定の基礎として用いられている税率でございますので、これを減らしたならば、固定資産税を超過税率で1.6いただいておりますけど、その折に0.2多い部分は交付税にはどうなりますかという御質問のときに、1.4で計算されて交付税をいただきますので、その超過の部分は八女市が独自に使えるお金になっていきますと言いましたけど、その逆になると思えます。不足してしまえば、その分は丸々不足したということになるので、税率を簡単に標準税率以下に下げるということはなかなかできないんじゃないかなと考えます。

あわせまして、償却資産税を廃止したらどうかという御意見でございますが、これにつきましても、先ほど課税客体でお話ししましたけど、固定資産税の固定資産としては、土地家屋償却資産であるということで定められておりますので、八女市だけ償却資産を取らないとかということとはできないかと考えております。

以上でございます。

○議長（川口誠二君）

お知らせいたします。

本日の会議時間は、都合により午後5時まで延長いたします。

○8番（伊井 渡君）

償却資産税を取らないということとはできないと言われましたけど、では、どこまで法律的には引き下げることができるわけですかね。

○税務課長（堤 英利子君）

税率を引き下げてはならないということではないんですが、固定資産税の場合、償却資産だけを下げるとはならないと思いますので、例えば、先ほど申し上げましたとおり、標準税率よりか以下になりますと、その分交付税の算定基礎よりか下がりますので、その分収入的には減額になるという考え方になるかと思います。

○8番（伊井 渡君）

時間の都合もありますので、次の質問に移りたいと思いますけれど、私が気がかりになっておりますのが非正規社員の方々のことです。

理由といたしまして、昭和30年生まれの私、戦後の高度成長、バブル、こういった中で仕事をしてまいりました。その当時、日本はとうとう世界第2位の経済大国にも上り詰めたわけでございますが、就職をすれば正社員、終身雇用制は当たり前、多少つらくても頑張れば報われる。一億皆中流、誰もが自分は中流と考えることができる、本当に格差の少ないよき時代ではなかったかと思います。そういったことで、ほとんどの方が結婚をされていったのではないかと思いますし、私でも結婚をできたのは、今思えば景気がよかったからかなとか、つくづく思っているところではございますが、それに引きかえ、現代は貧困世帯、そういった家庭が6件に1件近くも発生をしておりますし、また、非正規社員、こういった方々も4割近くにも達しているということでございます。こういった非正規社員の方々の収入、全て時間給で計算をされ、賞与もないということで年収も少なく、福利厚生費も300千円から400千円ぐらい、退職金もございません。そして、その上にいつ解雇されるかわからないという本当に厳しい状況の中で仕事をされ、精神的にも大変なものがあるのではないかと思います。

そういったことで、人生の大きな目標であります結婚を、あるいは子どもをつくることを諦めねばならない方が多数いられるのではないかと思います。

大分県の国東半島の沖合に姫島村というところがありますが、ここのラスパイレス指数は全国でも最も低い75ほどです。どうしてこんなに低いのかと申しますと、昭和40年代に時の村長が、姫島村は漁業以外これといった産業がない、これでは若者が、島民が流出をしてしまう。それでワークシェアリング、みんなで仕事を分かち合おうという方針のもとに、職員の人件費等を給与表の3級までしか使用しないということで大幅に抑制をされ、その財源でフェリー、あるいは船着場、それから幼稚園、保育園、上下水道、村でできることは全て村で行い、職員をふやされていったそうです。

現在、姫島村の人口2,098名、それから村の正職員の数139名、実に15人に1人が村の正職員であります。八女市におきましては、九十数人に1人が正職員であられるのではないかと思います。市には、嘱託の非正規職員で常勤の方でございますが、そして60歳未満の方、こういった方々が180人ほどおられるようでございますが、私はこういった方々にぜひ正規職員になっていただきたいと思っております。こういった方々が正規職員になるためには、市内の給与所得者の年間平均人件費約4,400千円までに引き上げねばなりません、3億円ほど必要だとは思いますが、財源的には先ほど申しましたように、十分確保することができますので、ぜひ正職員化を行っていただきたいと思っております。こういった方々が正規職員になるためには、モチベーションは今まで以上に高くなると思われ、また、市役所の活性化にも当然つながっていくと思うわけでございますが、私は、それよりも何よりも一人でも多くの方が結婚できるようになることが、また子どもをつくることができるようになることが何よりうれしく感じるところでございます。

市役所からこういった非正規職員の正規職員化に取り組んでいけば、当然市内には多くの事業所に多くの非正規社員の方々がおられますので、そういった非正規社員の方々の正規職員化にもつながっていくのではないかと考えているところでございます。ワークシェアリング、こういった観点からぜひ非正規社員の正規職員化に取り組んでいただきたいと思うところでございますが、最後になるかもしれませんが、この件についてもう一度お答えいただきたいと思っております。

○人事課長（原 亮一君）

御説明させていただきます。

非正規職員の正規職員化ということでございますが、まずその前に、非正規の問題、これについては社会的に大きな問題と認識しておりますので、これは社会全体で取り組むべき課題ということだろうと思っております。先ほど議員の御指摘についてはそのようでございますので、それはやはり国挙げての政策として取り組むべき課題であろうということでもあります。

ただ、行政都市の八女市に置きかえますと、まず職員の考え方でございますけれども、地方自治法第2条第15項におきましては、地方公共団体は常に組織運営の合理化に図らなけれ

ばいけないということをごさいますして、それから正規の職員につきましては、職員の定数は条例で定めるということで、八女市職員定数条例、これを定めていただいているところでございます。また、行政運営の最適化の観点から定員適正化計画ということで、これまでも御説明してきたかと思いますが、そういう定員管理という形で管理をさせていただいているところでございます。

それから、職員についてでございますが、地方公務員法第15条におきまして、職員の任用は地方公務員法で定められておりまして、受験成績、勤務成績、その他能力の実証に基づいて行わなければならないということをごさいますして、特に職員の採用につきましては、採用試験を厳格に行わせて、能力の実証を確認させていただいているところでございます。一方、議員の御指摘の非正規の職員でございますけれども、市の業務の増大でありますとか、行政ニーズが多様化すると、そういう問題、またそれから行政課題が専門化しているということで、臨時職員や非常勤の嘱託職員の増加というのは事実でございます。そういう職員の皆様の力によりまして市の行政運営を行っているということで、それらの存在がなくては業務の遂行をできないという状況でございます。

しかしながら、先ほど職務代理者のほうの答弁にありましたように、正規の職員とそれら臨時職員、非常勤職員の方々の担う業務の性質というのは異なっておりまして、また、将来を見通した、その期待する役割、これが明確に異なっております。例えば、正規職員につきましては責任という部分と、人事異動によりまして職務能力や行政知識を蓄積させて、総合性、幅広い見識に基づく政策判断と、課題を発見して解決する能力でありますとか、政策を立案すると、そういう力が求められまして、特に近年では法務能力、または将来の市のあり方、そういう部分を見据える能力、そういうことで、そういう現場を担っていくことを目的に育成する職員が対象であると、将来の承認も求められるものでございます。

一方、臨時職員、非常勤職員の方々につきましては、専門的に業務を処理していただくということで実務担当でございますして、あとは緊急的な、臨時的な業務に対応をお願いしているところで、そういう部分に期待をされているところでございます。

以上のことから、非常勤、正規職員化の一律の正規化ということは大変公務員制度上、または財政上の観点から大変難しいものだろうと認識しておるところでございます。

ただ、別の視点から、そういう非正規の方々の処遇の改善、これにつきましては市長の御指示のもとで、労働条件の向上の観点から、これまでも非常勤職員の方々への期末手当の支給でございますとか、そういう部分で改善には取り組ませていただいているところでございまして、今後も引き続き国や近隣自治体の状況を踏まえながら検討していきたいと考えております。

それから、先ほど議員のお話の中で、臨時の方の時間外がないとか、時間給がないとかい

う、手当がないという部分でございますが、その分については一定整備をさせていただいておりますので申し添えます。

それから、つけ加えますと、ワークシェアリングの話をしていただきましたけれども、姫島の件でございますが、ここにつきましては、あくまでも他の自治体の政策につきまして論じる立場ではございませんが、一般的な認識という立場でお話させていただきますと、いわゆる離島という地理的条件のもとで1つの雇用政策に取り組んであるということだろうと思っております。昭和40年代の民間企業がどんどん上がっていく状況で、7年連続で10%を超えるような人事院勧告が出されたらと、最高では29%を超えるような人事院勧告が出されたらと。そういう時点で据え置きをされて、その職員を確保しようと。例えば、クルマエビの養殖が民間でうまくいかないということを、それを行政で取り組むとかいうことで、基本的に民間でできることは民間でではなくて、官でできることは官で行うという立場で行っておりますので、そういう立場の立地条件を踏まえた雇用政策をしてあるものと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○8番（伊井 渡君）

時間が少しになりましたので、もう少しこの点について話をさせていただきたいと思いますが、人間誰でも自分自身が一番かわいいと思うし、幸せになりたいと思うものではないかと思えます。しかし、今結婚をし、子どもができますと、自分はもうほほどほでいいから子どもにだけは幸せになってほしい、人並みの幸せになってほしい。そして、こういった世の中でございますので、給料等そんなに高くなくてもいいから、せめて正規社員になってほしいと願うのが親の思いではないかと思えます。

現在、八女市の職員の競争倍率約11倍です。筑後市34倍、久留米市12倍、みやま市21倍となっておりますが、これを別の言い方でしますと、職員の御子息が近隣の市町村の正職員になれる確率は3%から10%以内ということです。反対に非正規社員になる確率は4割近くもあるということです。不適切な言い方かもしれませんが、非正規社員であるがゆえに未来を悲観されたり、あるいはやけを起こしたりする事件、大変ふえているようにも感じますし、衣食足りて礼節を知るという言葉もありますが、私人並みのお金があれば、そんなにたくさんお金を持っていても心の幸せというのはそんなに変わりはないのではないかと思っております。こういった制度、バブル崩壊以前には非正規社員という制度、なかった制度でございますし、どうか現在の非正規社員の方々のためにも、私たちの子どものためにも、これから生まれてくる子どもたちのためにも、格差の連鎖（300ページで訂正）を断ち切るためにも、やればできる、市役所からぜひ非正規職員の正職員化をやっていただきたいと存じます。

○議長（川口誠二君）

時間になりましたので、これをもちまして伊井渡議員の質問を終わります。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川口誠二君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。

午後4時2分 延会